

別添「審議会参考資料」

目 次

第1章 建設計画に関する検討	1
1. 建設地の現状調査	1
2. 敷地条件の整理	17
3. 建築計画条件の検討	27
第2章 新庁舎建設の基本方針	38
1. 市民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎	38
2. <u>来庁者のニーズに対応できる庁舎</u>	38
3. 環境との共生、周辺との調和のある庁舎	40
4. 住民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎	40
5. <u>市民が来庁しやすい庁舎</u>	41
6. 協働のまちづくりを支える拠点機能	41
第3章 新庁舎の規模及び構造	42
1. 新庁舎の位置	42
2. 新庁舎の規模算定に係る基本要件	42
3. 新庁舎の規模	43
4. 新庁舎の構造	44
第4章 新庁舎整備に係る事業費及びスケジュール	46
1. 新庁舎整備事業費及び財源	46
2. 新庁舎建設に係るスケジュール	48
第5章 地域活性化及び支所のあり方について	49
1. 支所の規模及び機能について	49
2. 地域活性化の方向性について	49
資料編	
(1) 諮問文	51
(2) 審議会条例、施行規則	52
(3) 審議会委員名簿	54
(4) 審議会開催経過	55



第 1 章 建設計画に関する検討

1. 建設地の現状調査

(1) 立地特性

- ・平成 24 年 12 月議会において「市民の利用が多く、交通事情がよく、他の官公署との距離も近い等」の理由によって、本庁舎の建設地は「稲築多目的運動広場（以下「建設地」という）」に決定した。
- ・建設地の立地特性を①「交通条件」②「法的条件」③「周辺環境への影響」で整理する。

①交通条件

(道路状況・交通量)

- ・建設地と現庁舎との位置関係については、建設地の西側を国道 211 号が通り、南側約 6 km に嘉穂庁舎がある。この国道 211 号の東側に平行して走っている県道 402 号を南に約 6.5 km 下った丘陵地に山田庁舎があり、建設地より南西側約 4 km の位置に碓井庁舎がある（図 1-1）。
- ・建設地に最も近い国道 211 号観測地点（嘉麻市岩崎 1458）での 24 時間交通量（H22 年度道路交通センサス）は、13,120 台である。また、12 時間交通量（午前 7 時～午後 7 時）は、24 時間交通量の約 78% にあたる 10,250 台である。

本観測地点の混雑度（12 時間交通量／12 時間交通容量）は 0.84 であり、現時点での交通量としては、まだ余裕のある道路となっている。

※混雑度 1.0 未満：昼間 12 時間を通じて道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。（「道路の交通容量」より）

(バス交通)

- ・建設地前には西鉄バス及び嘉麻市バスのバス停があり、西鉄バスが上下線とも 31 本／日、嘉麻市バスの稲築線が上下線とも 7 本／日、市内周回線が上下線とも 8 本／日の運行となっている。
- ・時間帯別の運行本数を見ると、通勤時間帯である 8 時台が最も多く、西鉄バス、嘉麻市バスあわせて 11 本／時となっており、次いで 17 時台の 9 本／時、7 時台の 8 本／時の順となっている。
- ・市内におけるバスの運行経路（西鉄バス・市バス・福祉バス）を図 1-2 に示す。

图 1-1 広域的な道路状況

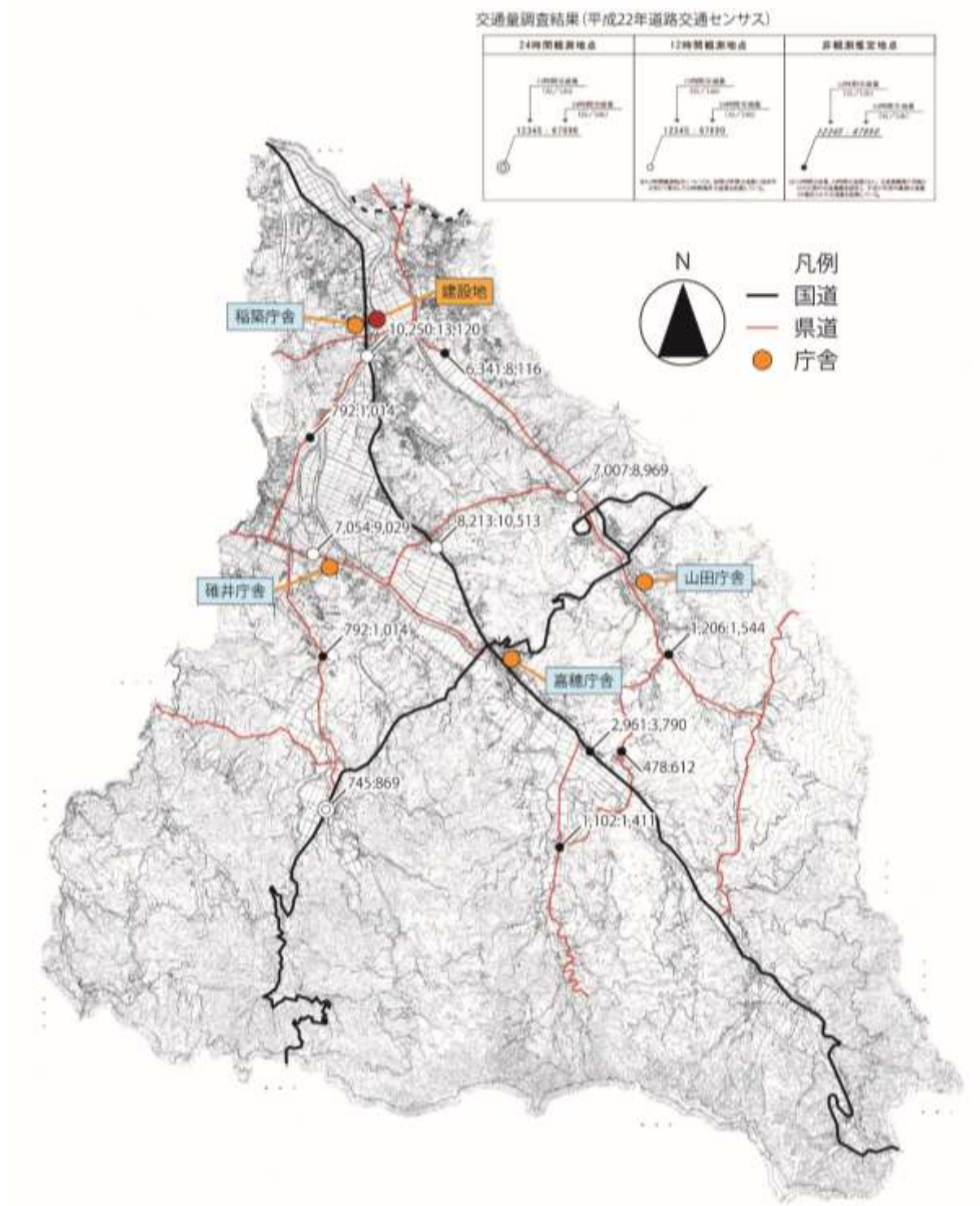
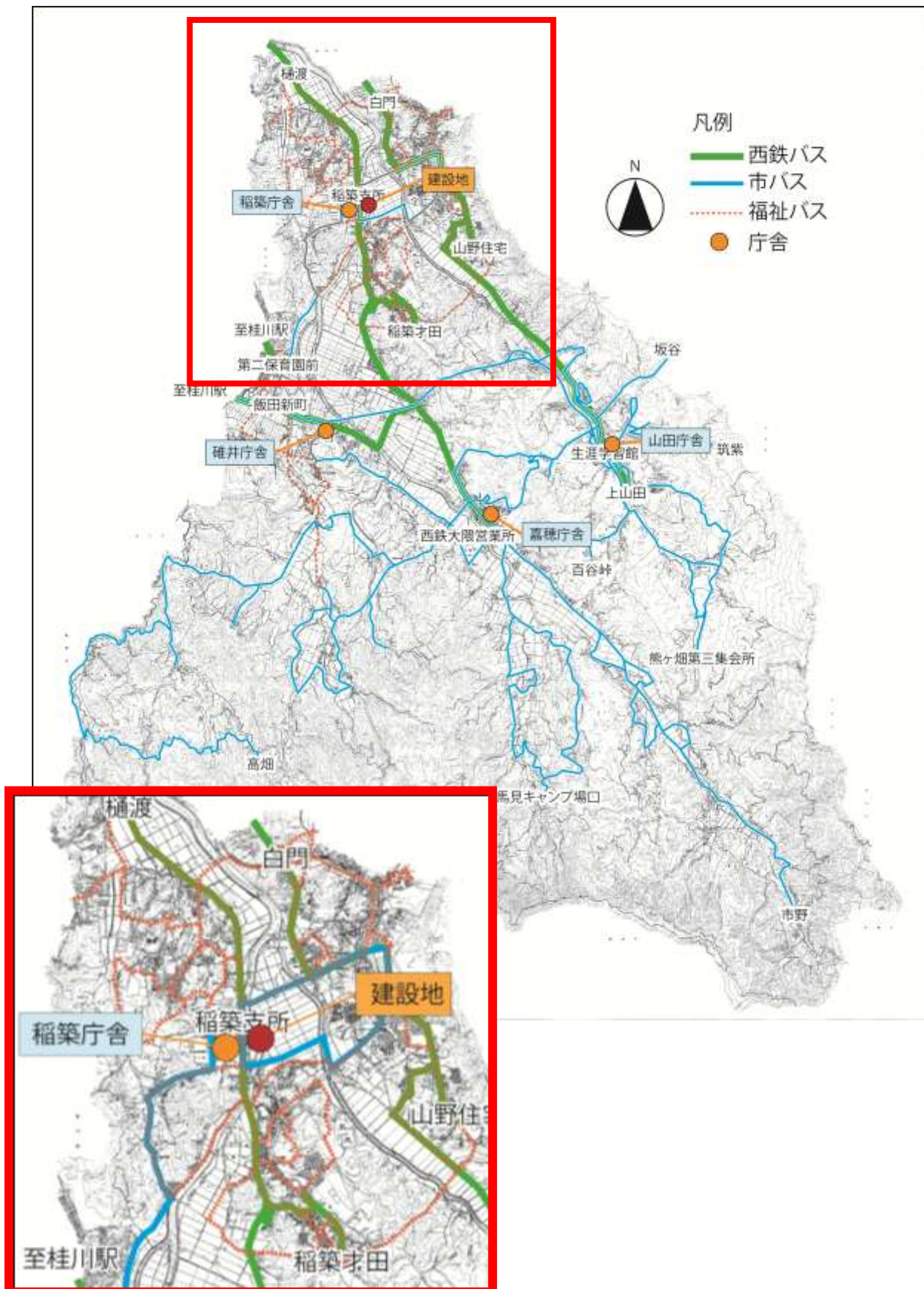


図 1-2 バス運行経路

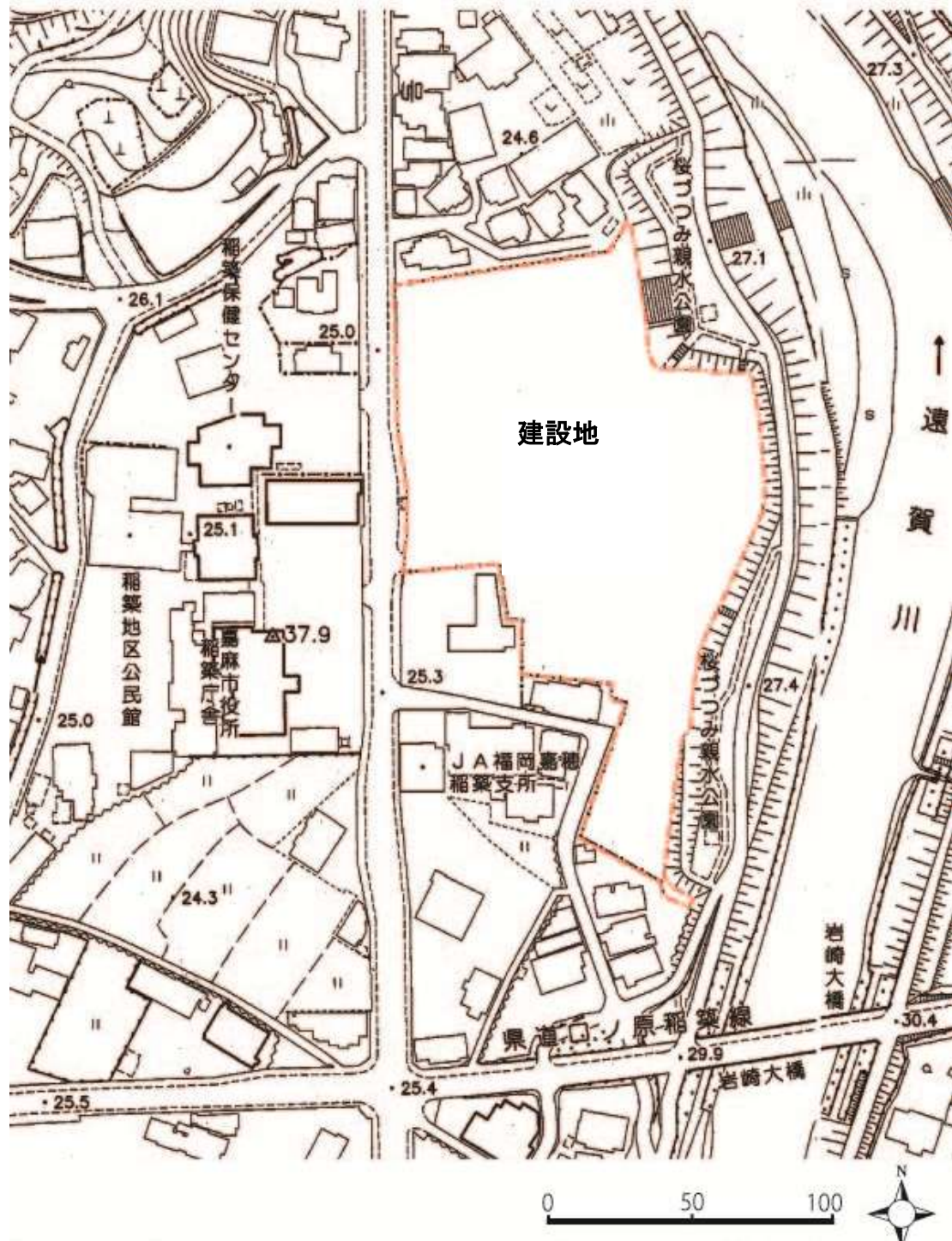


②地形条件・法的条件の把握

(地形条件)

- ・建設地の敷地面積は21,613㎡(字図)であり、現在、多目的運動広場として利用されており、フラットな地形となっている。
- ・地盤高さは標高24.9m(建設地の中央部)であり、東側に位置する堤防は、2.2~2.5m建設地より高い。

図1-3 地形図



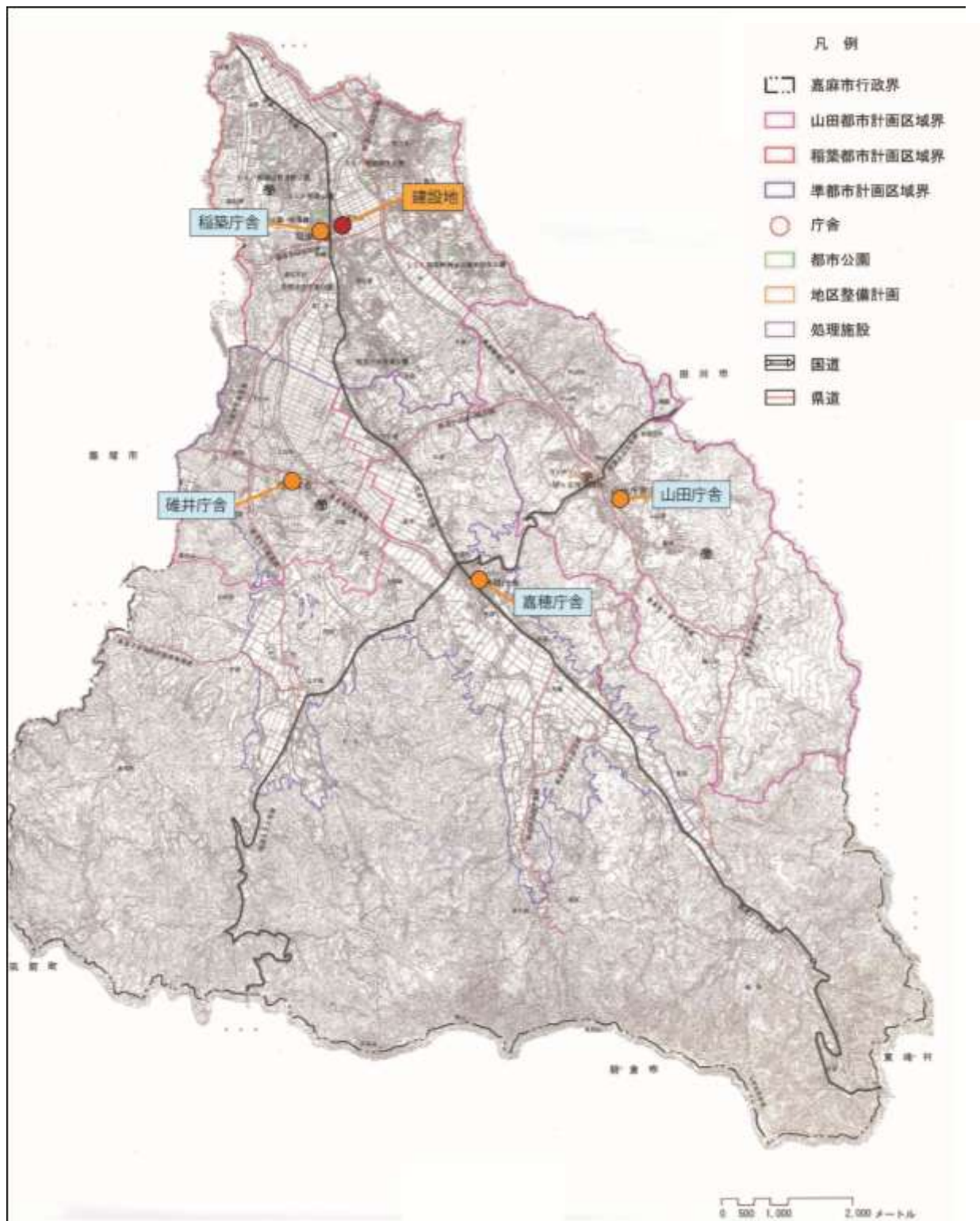
(法的条件)

- ・建設地の法的条件は下表のとおりである。

表 1 - 1 法的条件

項目	条件	備考
○都市計画区域	・都市計画区域 用途指定なし	
○建築基準法 ・建ぺい率 ・容積率 ・道路斜線 ・隣地斜線 ・日影時間	・70% ・200% ・1.5 ・2.5 ・制限なし	・福岡県建築基準法施行条例 第25条の2 (対象区域等の指定)

図 1-4 都市計画区域等と庁舎の位置



(出典：嘉麻市都市計画図)

③防災関係の条件把握

(災害履歴)

建設地である岩崎地区の過去の水害記録の状況は下表のとおりである。

【明治時代まで】

- ・ 嘉永 3 年（1850 年）に水害あり（大雨との記述）
- ・ 明治 24 年（1891 年）に水害あり（堤防決壊）
- ※明治 24 年以降、堤防決壊による水害記録なし

【大正時代以降（稲築町史、遠賀川河川事務所資料等により）】

- ・ 平成 3 年 局地的豪雨（2 時間 200 mm、5 時間 280 mm）
- 水路の流量規模不足により現在の稲築庁舎（現在の土木課）で 10 cm 程度の冠水
- ※ 平成 3 年以降も冠水するほどの水害なし

最近の主な河川改修工事は下記のとおりであり、年度毎に逐次、水害に関する工事を進めている。

- ・ 平成 5～平成 11 年 稲築庁舎裏の水路改修
- ・ 平成 7 年 遠賀川の白門堰の固定堰を可動堰に改修
- ・ 平成 22 年から県道豆田稲築線のボックスカルバートの設置工事中
- ※平成 5 年以降、様々な水路の流量規模不足を解消する事業が、建設地周辺で実施中

(近接地点の河川の最高水位)

- ・ 国土交通省の水文水質データベースより、建設地の上流地点での河川の最高水位の動向をみた。
- ・ 隣接する遠賀川の水位については、上流の大隈観測地点の登録データベースにおいて、過去 50 年間の最高水位の動きでは、1.5～2.5 メートルの水位幅となっている。
- ・ 平成 24 年 7 月 13～14 日の九州北部豪雨の時の最高水位 3.23 メートルが記録されているが、過去に建設地付近での河川の氾濫は起きていない。

表 1－2 水文水質データ

水文水質観測所名	大隈（おおくま）	
観測項目	水位流量	
観測所記号	309011289902010	
水系名	遠賀川	
河川名	遠賀川	
所在地	福岡県嘉麻市貞月	
緯度経度	北緯 33 度 33 分 14 秒 東経 130 度 43 分 59 秒	
最新の零点高	T. P. 39.750m	
零点高履歴	T. P. 39.750m	1958/07/01 1:00～

(出典：国土交通省 水文水質データベース)

(ハザードマップ)

ア. 洪水 (図1-5)

- ・浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川及び泉河内川が氾濫した場合に想定される浸水想定区域を示したものである。
- ・洪水ハザードマップによると、氾濫した場合には建設地は2~5mの水位になると予想されている。

イ. 地震・液状化 (図1-6、図1-7)

- ・地震のハザードマップは、西山断層を震源地としてマグニチュード7.0程度(福岡西方沖地震と同規模)が発生した場合を想定している。
- ・地震のハザードマップによると、建設地は震度5強の揺れが発生すると予測されており、液状化においては、建設地をはじめ嘉麻市の大半の平地部分が「危険度中位」と想定されている。このため、ボーリング調査により建設地の地質の状況を調べる必要がある。

表1-3 建設地と各庁舎の比較

庁舎	洪水(浸水)	地震(震度)	液状化(危険性)
建設地	2.0~5.0m	5強	中
碓井庁舎	1.0~2.0m	5強	中
山田庁舎	浸水想定区域不明※	5弱	中
嘉穂庁舎	1.0~2.0m	6弱	低
稲築庁舎	2.0~5.0m	5強	中

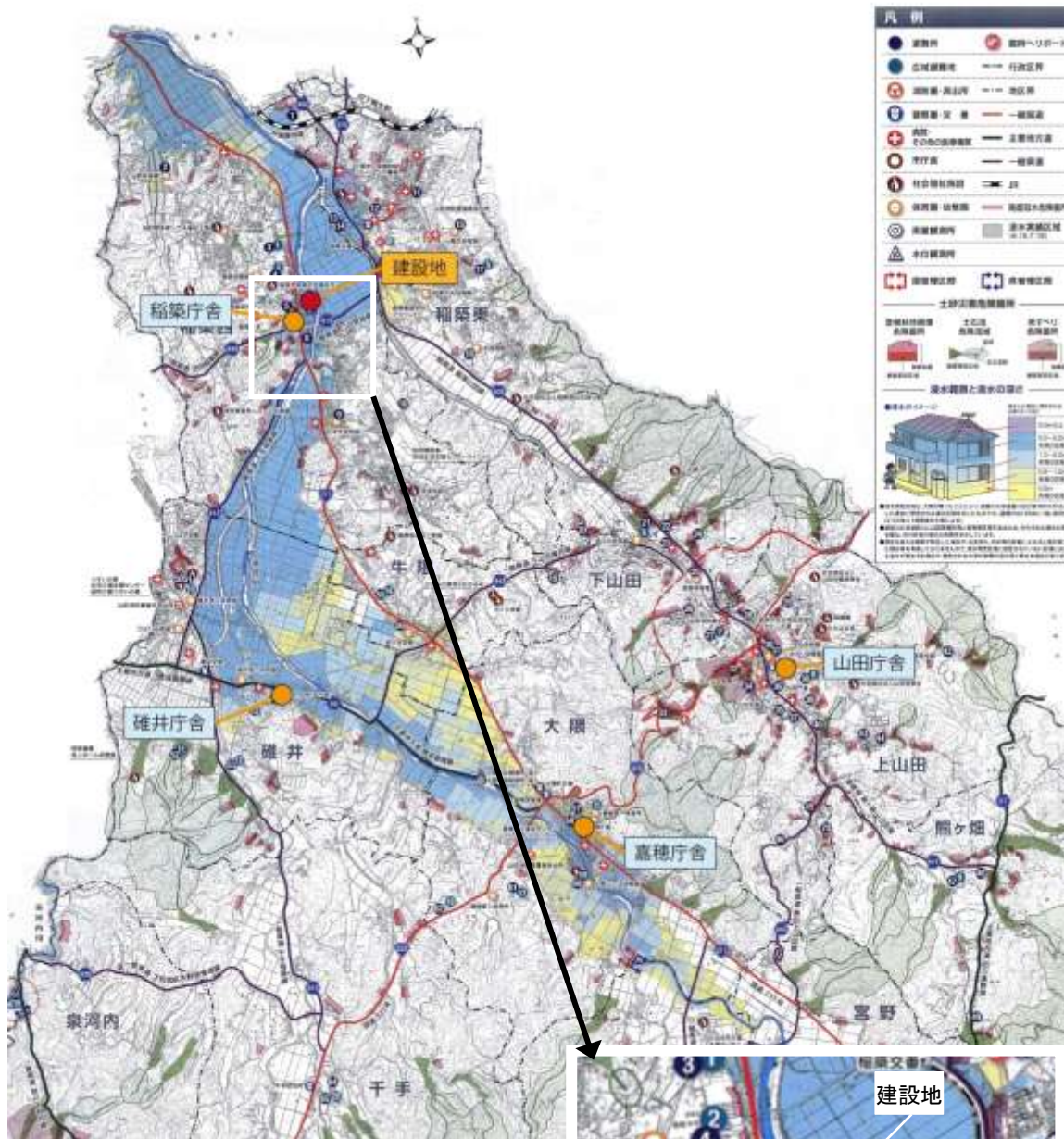
※山田川は県河川であり、県において調査が行われていないため、山田地区の浸水想定区域不明

(石炭採掘)

- ・建設地の石炭採掘については、九州経済産業局に対して聞き取りを行い、鉱業権者である日本コークス工業(株)九州事務所へ土地の登記簿謄本など関係書類を送付し、地下の石炭採掘状況の照会を依頼した。その結果、日本コークス工業(株)九州事務所から、「採掘は行っていない」旨の回答を得ている。



図1-5 ハザードマップ（洪水）

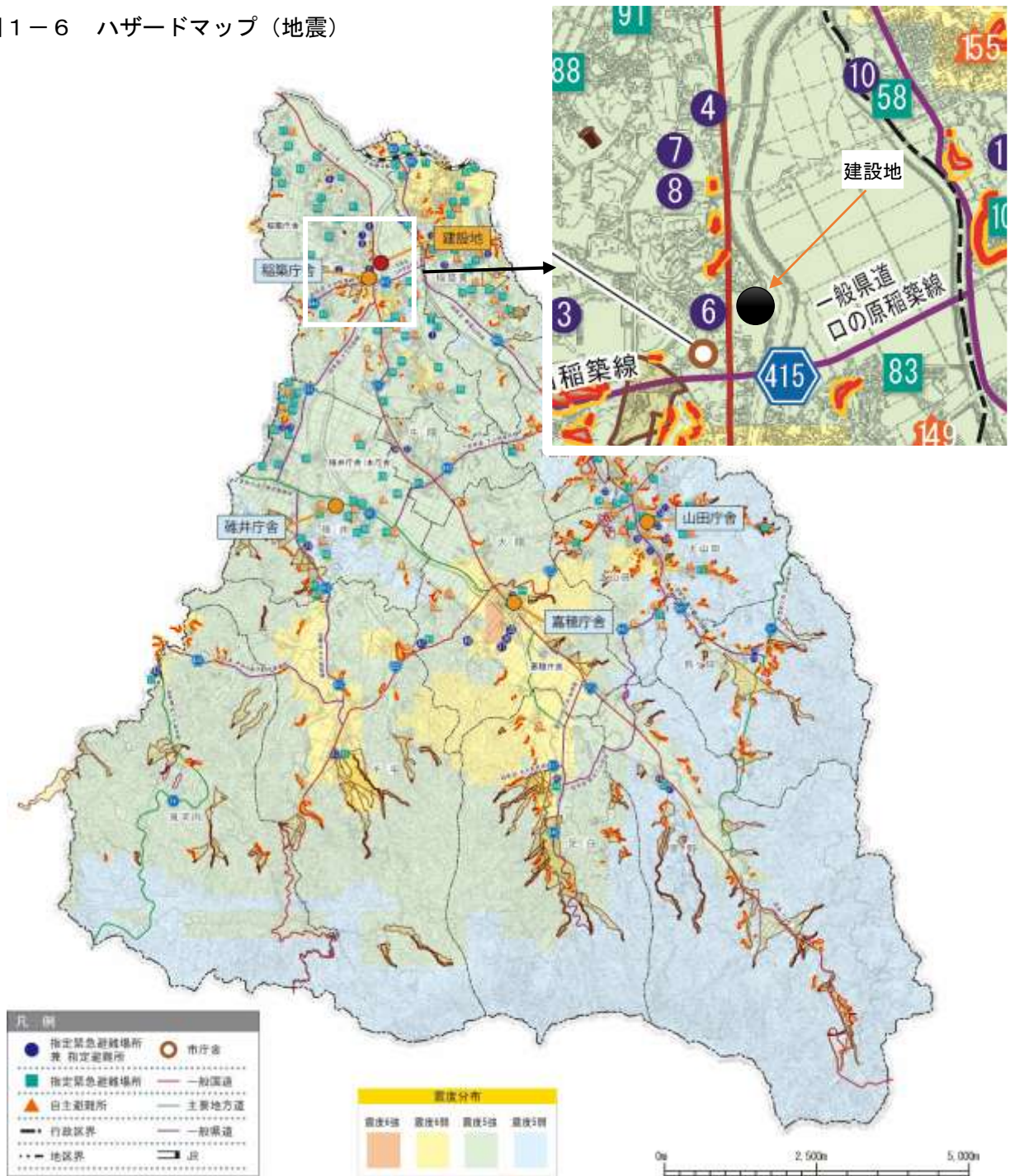


※図中の番号はハザードマップ記載の避難所の番号



(出典：嘉麻市防災マップ 洪水ハザードマップ)

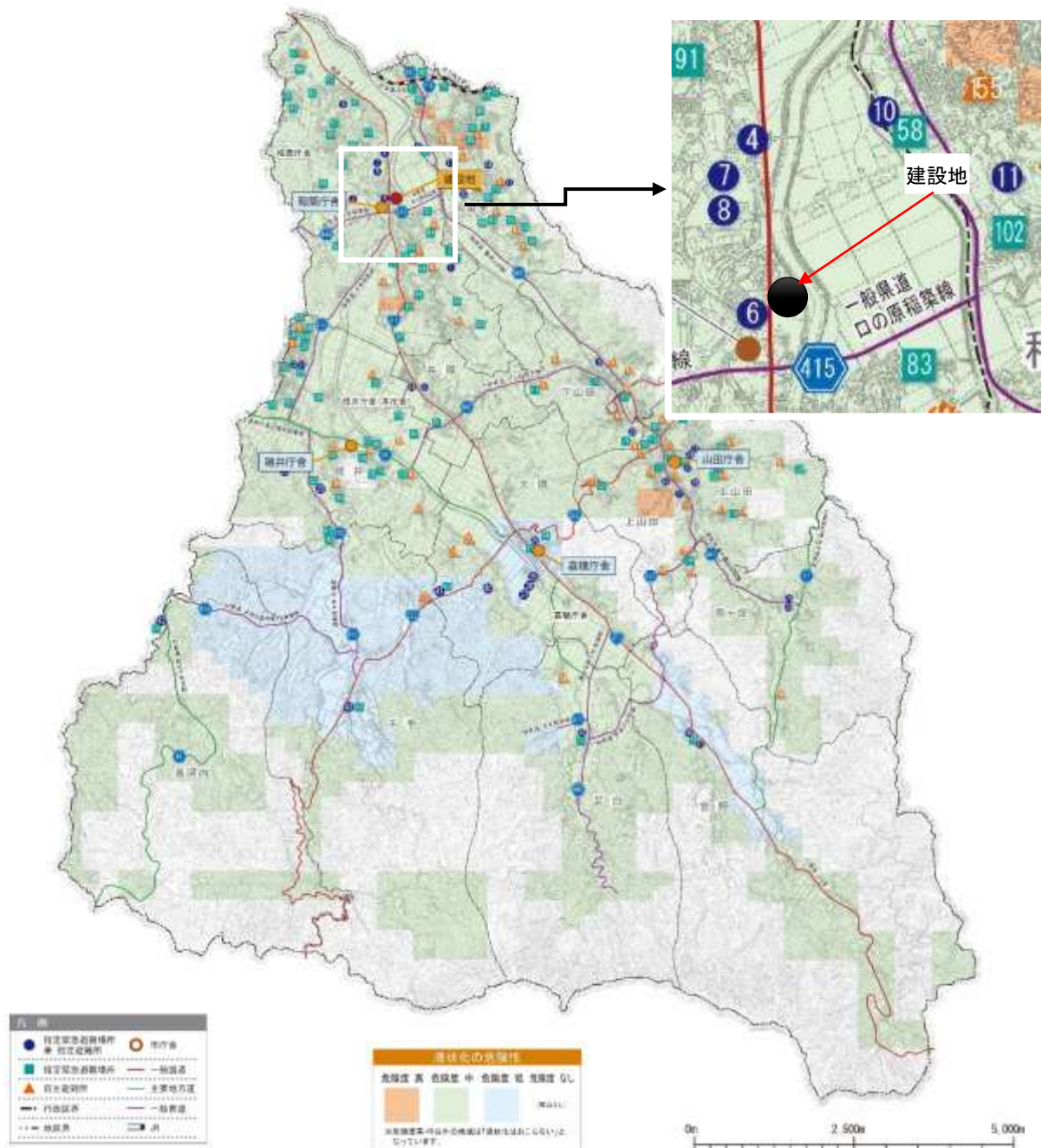
図1-6 ハザードマップ（地震）



※図中の番号はハザードマップ記載の避難所の番号

(出典：嘉麻市防災マップ 地震ハザードマップ)

図1-7 ハザードマップ（液状化）



※図中の番号はハザードマップ記載の避難所の番号

(出典：嘉麻市防災マップ 地震ハザードマップ)

嘉麻市地域防災計画によると、災害時の対策として次のような点への配慮が求められる。

(耐震化強化対策)

- ・市庁舎は、災害時においては「災害対策本部」となり、情報伝達、避難活動等の中枢機関となる主要な公共施設である。
- ・重要公共施設における耐震化対策として次のような項目への配慮があげられている。

表 1-4 重要施設の耐震化強化対策項目

○耐震性に考慮した機器類の取り付け	○自己水源の確保
○バックアップ機能の充実	○消火・避難経路の確保
○早期復旧ができる設備の充実	○排水処理（汚水処理を含む）備品の確保
○自己電源の確保	○情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保

(安全対策)

- ・建築物・工作物やそれに付帯する設備等の安全対策について、特に調査に係わるものとして次のような対策を講じることをあげている

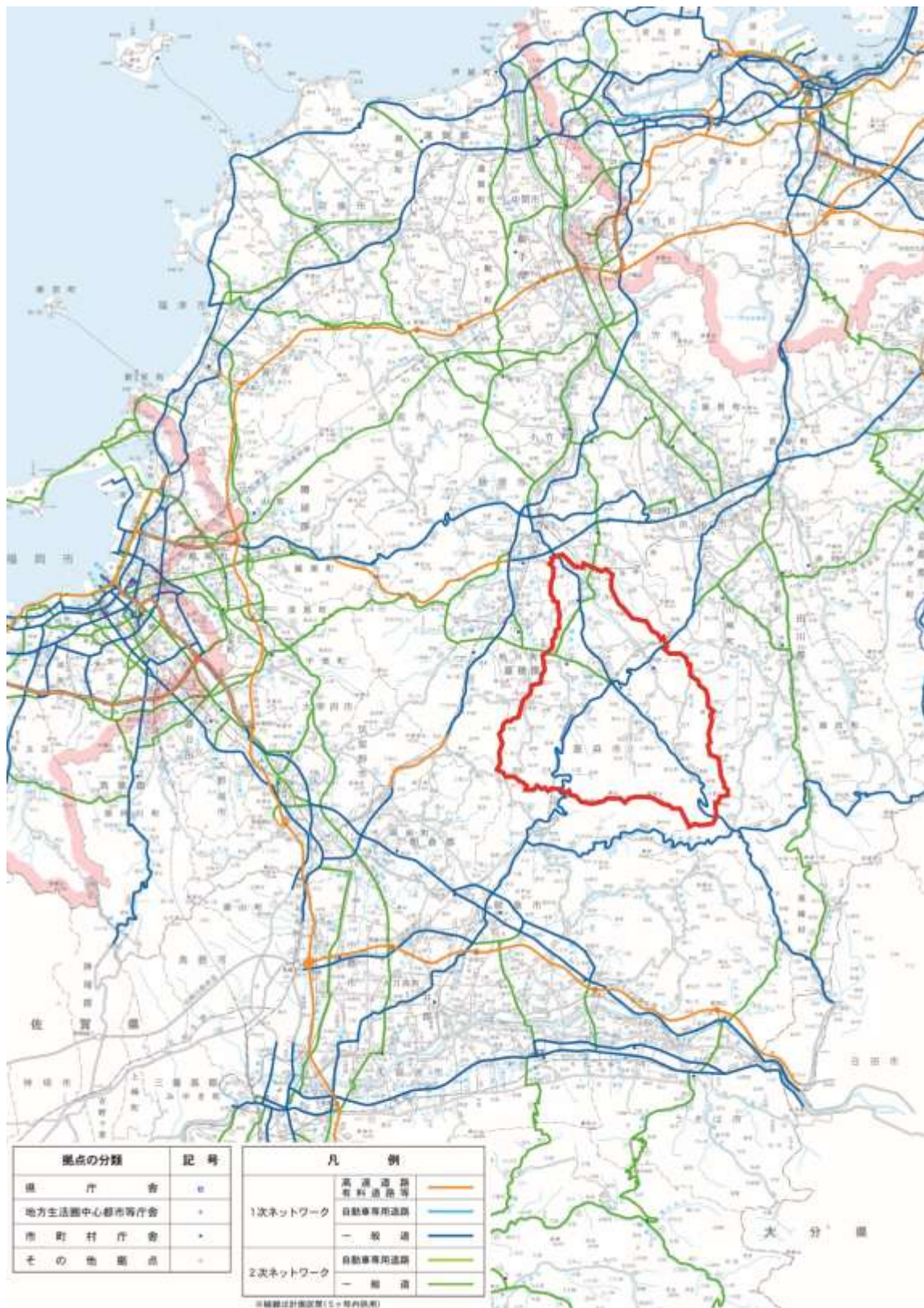
庁舎の安全対策

- ・施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を確保するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る

(緊急輸送道路) (図 1-8)

- ・建設地西側に隣接している国道 211 号は、市内の幹線道路として位置づけられており、市域内の他の防災拠点をつなぐ連絡道路としての役割を担っており、その耐震性や安全性の強化について県への要請を図っていく必要がある。

図 1-8 嘉麻市域での緊急輸送道路ネットワーク



(出典：福岡県防災会議 福岡県地域防災計画 2014)

(2) 周辺環境への影響

① 景観面、高さ等の検討

(景観)

- ・嘉麻市は、景観法や条例に基づく「景観計画」はなく、高さや外観に対して特に法的な制約はない。

(日影規制)

- ・周辺への日影に影響を及ぼす規制基準である日影規制(建築基準法)では、建設地は対象とならないものの、北側が住宅地であることを考慮すると、北側隣接地には日照を確保することに配慮する必要がある。

(屋外広告物)

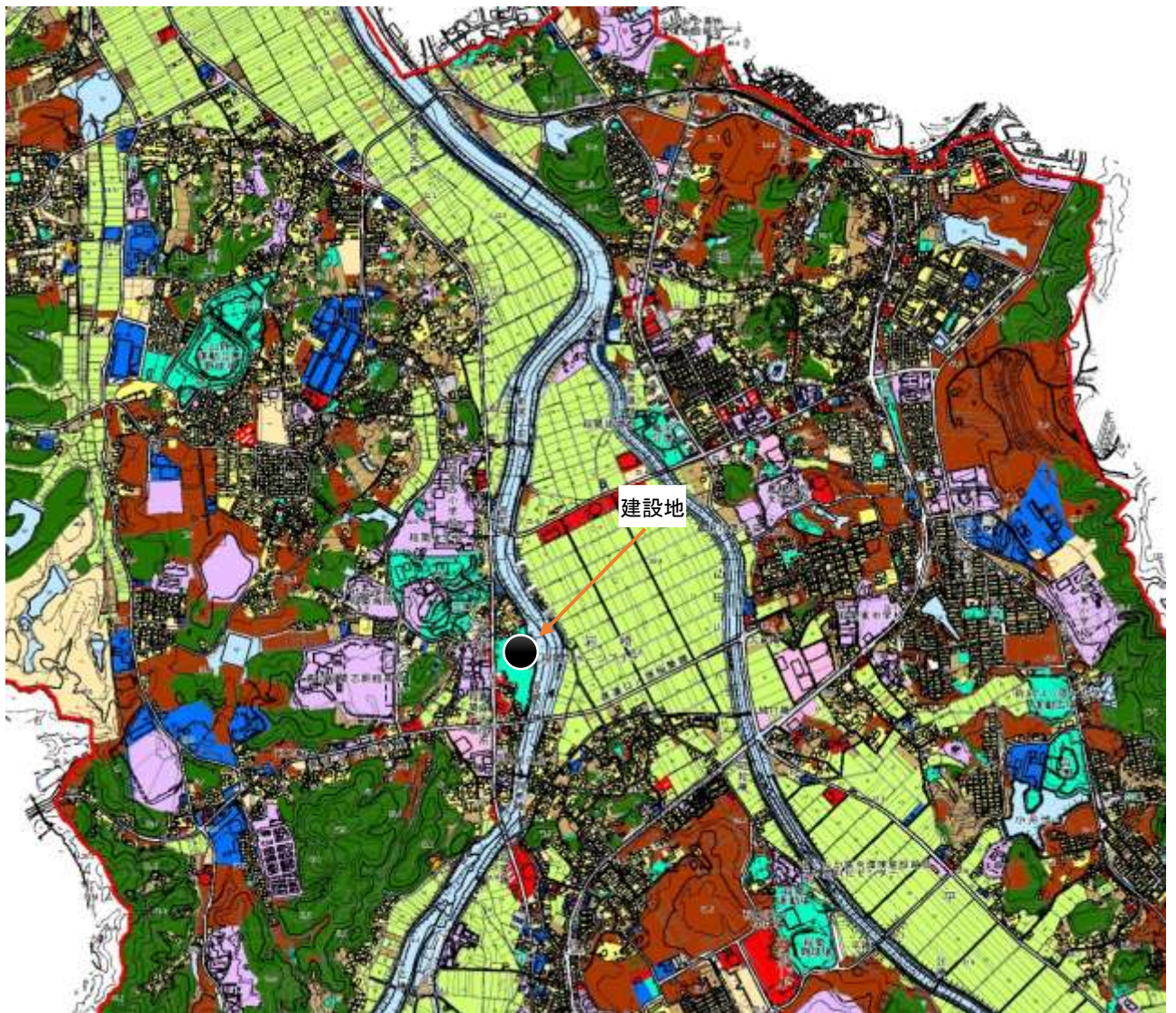
- ・庁舎の外観面で配慮すべき事項としては、屋外広告物(福岡県屋外広告物条例)に対する規制がある。官公署の敷地内で広告物を表示する場合は許可の対象となるため、本市庁舎建設においても、広告物の表示は許可対象となる。
- ・自家用広告物では、表示面積の合計が15 m²以内であれば、許可は必要ないが、15 m²を超える場合は許可が必要となり、市の審査を要することとなる。
- ・新庁舎は、本市のシンボルとなる建物となるものであるから、高さや外観面(形態、色彩等)については十分に検討する必要がある。

② 騒音、電波障害等の検討

(騒音)

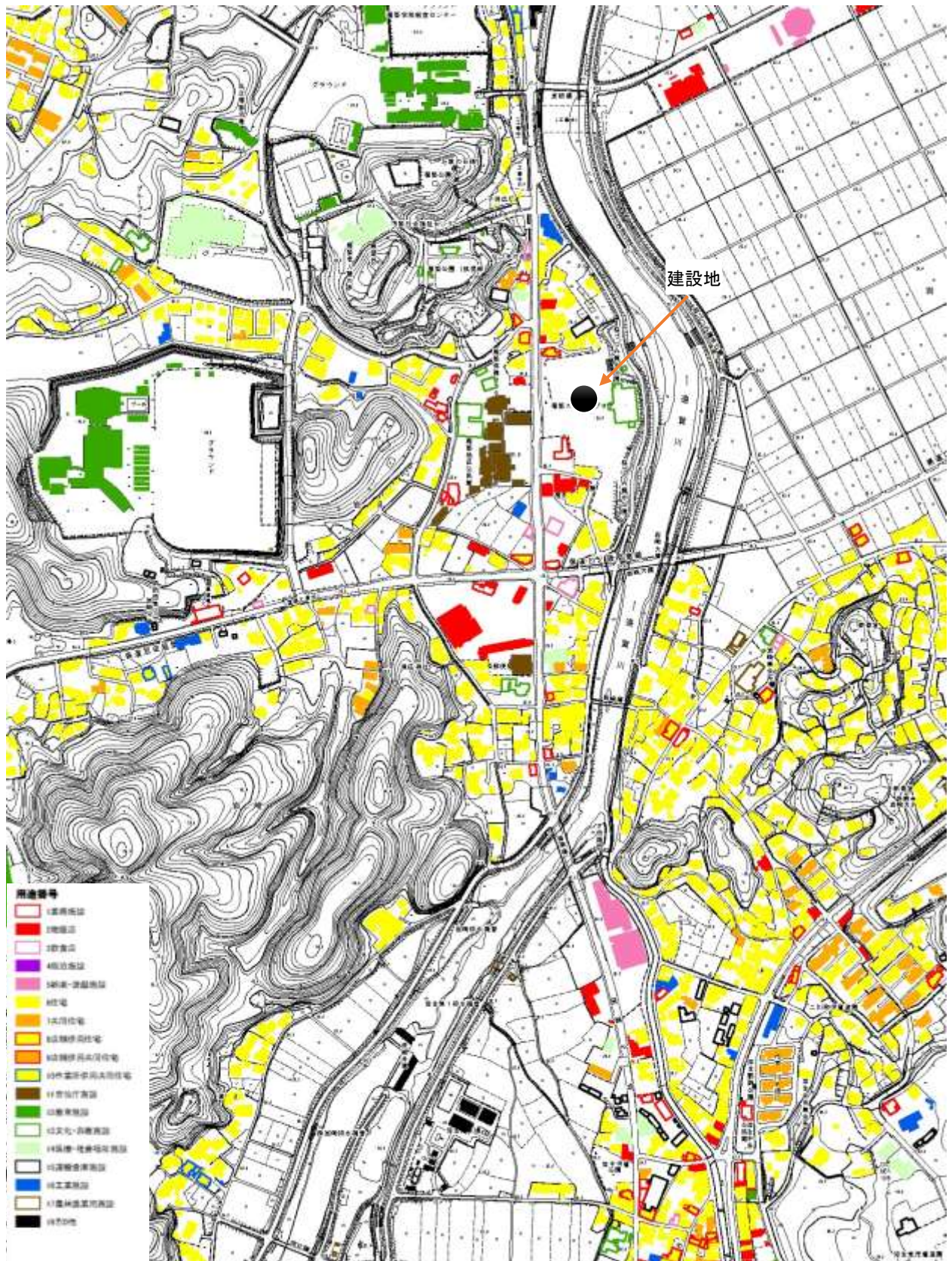
- ・建設地周辺には、工場などはなく、騒音について大きな問題はない。
- ・ただし、庁舎建設工事中において、周辺住宅地に対する騒音対策に配慮する必要がある。

図 1-9 周辺土地利用図



(出典：嘉麻市 都市計画基礎調査 2015)

图 1-10 建物用途图



(出典：嘉麻市 都市計画基礎調査 2014)

2. 敷地条件の整理

(1) 道路条件

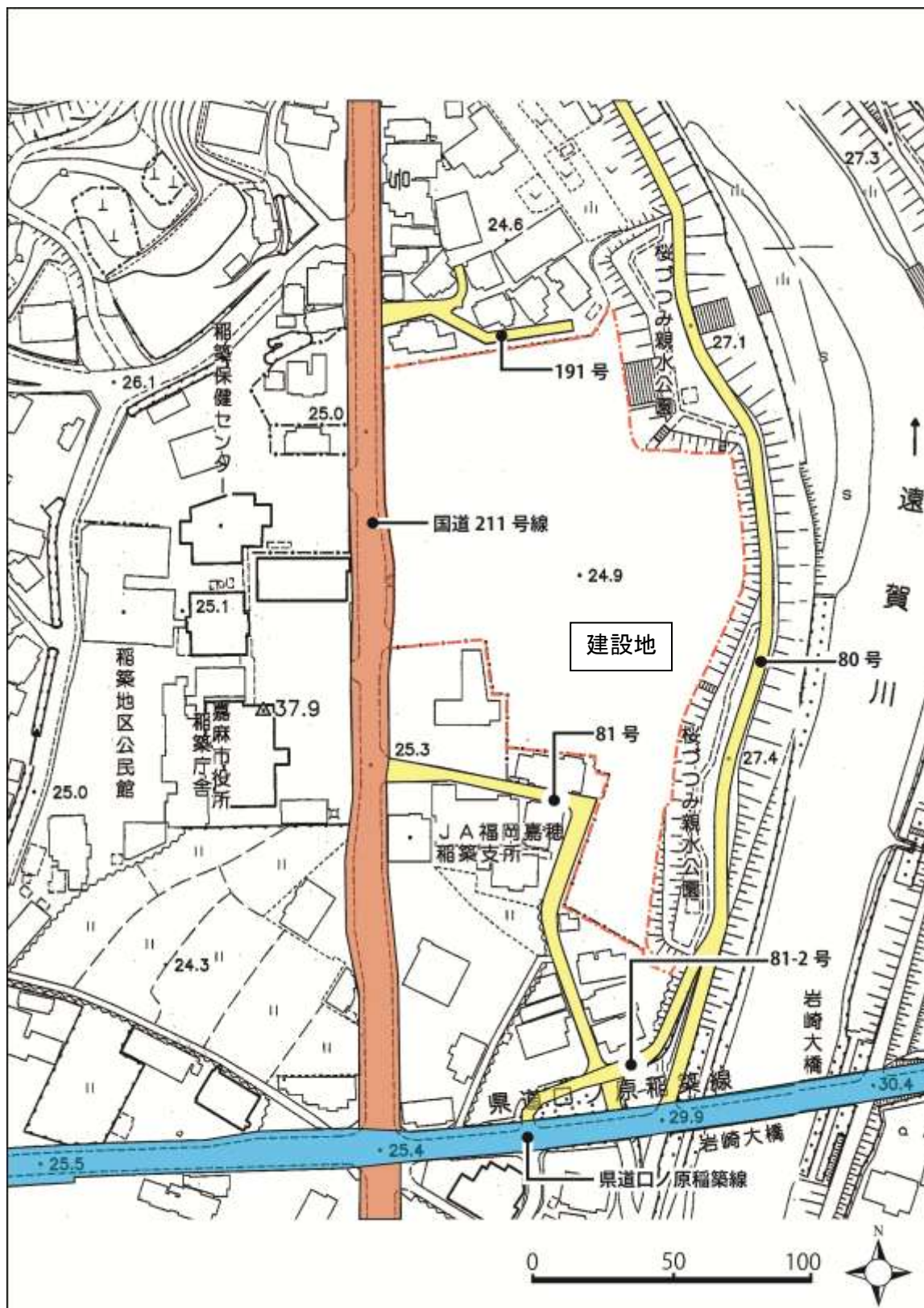
① 管理者別の状況

- ・ 建設地周辺の道路状況を見ると、西側に国道 211 号線が接道しており、本道路が建設地への出入口のメイン道路となる。
- ・ 周辺は、市道が囲んでいるが、堤防上の市道は、河川の管理用道路として兼用している。

② 幅員状況

- ・ 国道 211 号は両側に歩道が整備されており、幅員は約 12～15m である。
- ・ 建設地南側にある市道 81 号の幅員は 4.0～6.8m である。
- ・ 東側の堤防上の市道 80 号の幅員は、5.0～5.5m である。
- ・ 建設地の北側に接する道路は、国道 211 号に接するところは幅員 8.0～8.9m と広いが、末端部は幅員 4.0m となっている。

図 2 - 1 周辺の道路の管理者別状況



(2) 自然環境の整理

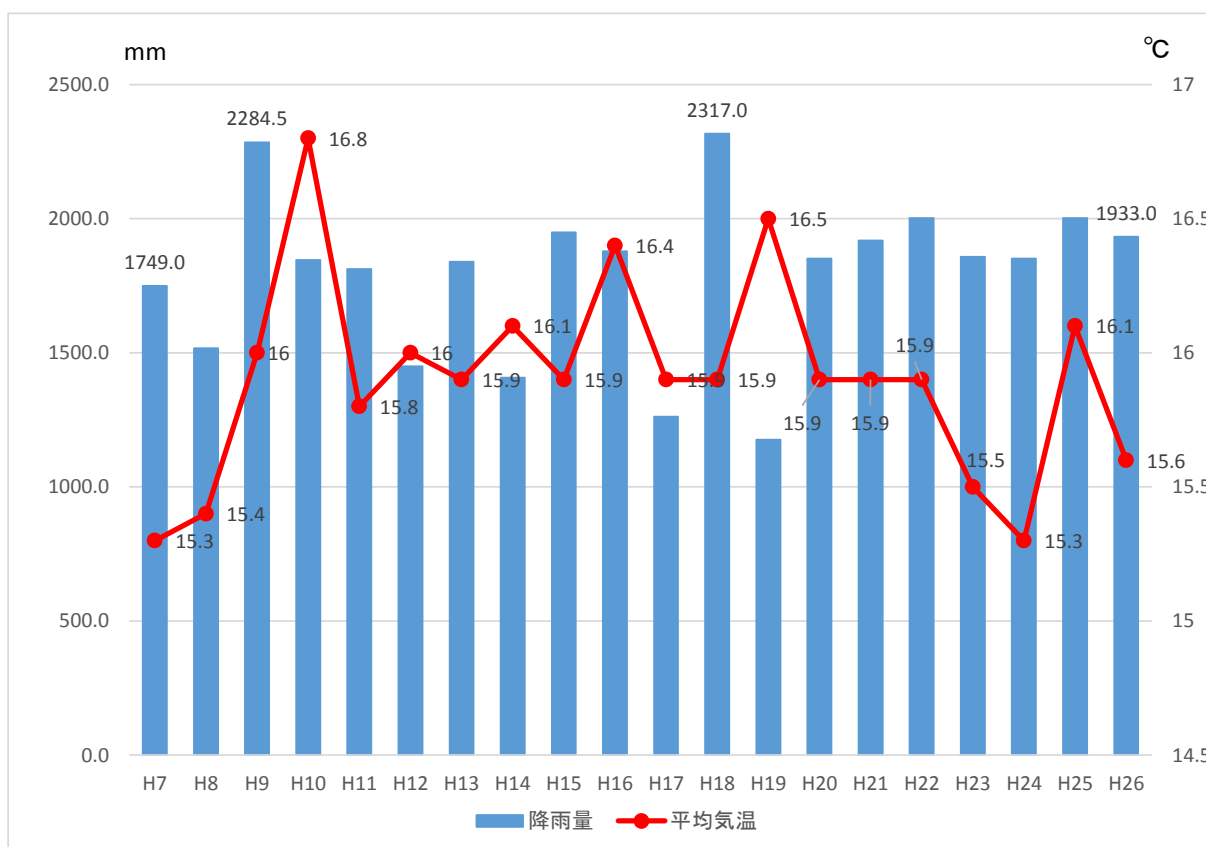
① 気象

飯塚観測所の過去のデータより分析する。

ア. 平均気温と降雨量

- ・過去 20 年間の平均気温は 15.3℃から 16.8℃と 1.5℃の間で振幅がみられる。過去 5 年間では 15.3℃から 16.1℃の間で推移している。

図 2 - 2 平均気温と降水量（飯塚観測所）

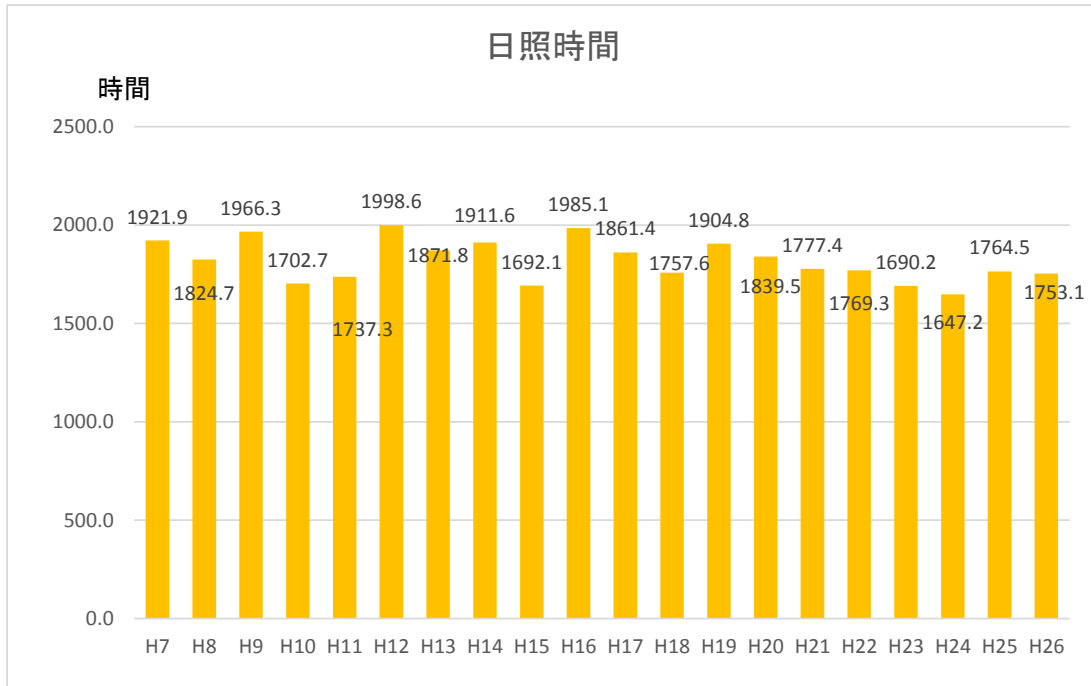


(出典：国土交通省、気象庁 気象観測データ)

イ. 日照時間

- ・過去 20 年間の日照時間は約 1,647 時間から約 1,999 時間と 352 時間の幅がある。最近 5 箇年間は 1,647 時間から 1,769 時間と 122 時間の間で推移している。

図 2-3 日照時間の推移



(出典：国土交通省、気象庁 気象観測データ)

ウ. 風向き

- ・平成 26 年度の 1 年間の最大風速の風向きをみる。月ごとに風向きは変化しており、1~2 月は北北東から北側方面から風が吹き、7~8 月の夏時期では南西側及び南側から風が吹いている。
- ・4~5 月の春時期は南南西及び南東南と南から東方面からの風が多いと考えられる。
- ・平均風速は 2m 前後であり、最大風速は最小 6m、最大 12.7m と倍以上の開きがある。

表 2-1 風向と風速

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均風速	2.0	1.9	2.2	2.0	2.3	1.9	2.2	2.1	1.5	2.0	1.7	2.5
最大風速	7.4	7.6	8.9	8.0	6.6	6.0	6.8	7.5	6.3	12.7	8.3	10.4
風向	北北東	北北東	北	西	南南西	東	南南西	北北東	北北西	北	西	西北西

(出典：国土交通省、気象庁 気象観測データ)

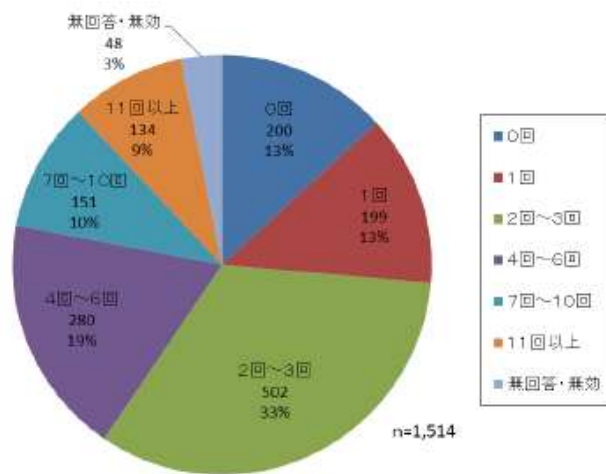
(3) 駐車場及び駐輪場の配置と必要台数

① 現庁舎の利用状況の整理

(庁舎の利用頻度)

- ・平成 27 年 1 月の実施された「嘉麻市庁舎に関する意識調査報告書」より抜粋し、その結果を整理する。
- ・最も多いのが「2～3 回」で 33%、次いで「4～6 回」が 19%となっており、年間に「2～6 回程度」の利用が半数を占めている。

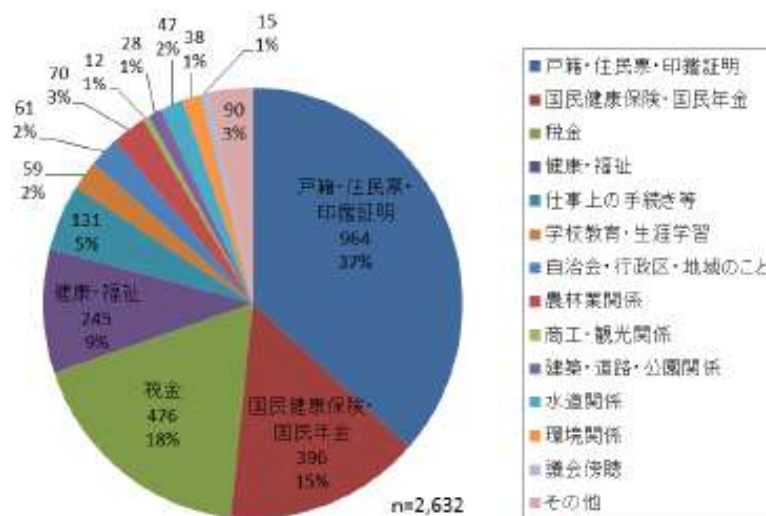
図 2-4 来庁舎の利用頻度



(利用目的)

- ・利用目的は「戸籍・住民票・印鑑証明」が 37%で最も多く、次いで「税金関係」が 18%、次に「国民健康保険・国民年金」に関するものが 15%となっており、この 3 項目で約 7 割を占める。

図 2-5 来庁舎の利用目的



(証明書関係での利用者数)

- ・全体で年間約5万人が各種証明書発行等のために庁舎を訪れている。庁舎別にみると稲築庁舎が約2万2千人と最も多く、次いで碓井庁舎約1万3千人となっている。
- ・月別にみると、各庁舎とも3月が多く、全体でも3月に約1割の人が訪れている。

表2-2 各庁舎の証明書関係の月別利用者数 (H26.4~H27.3)

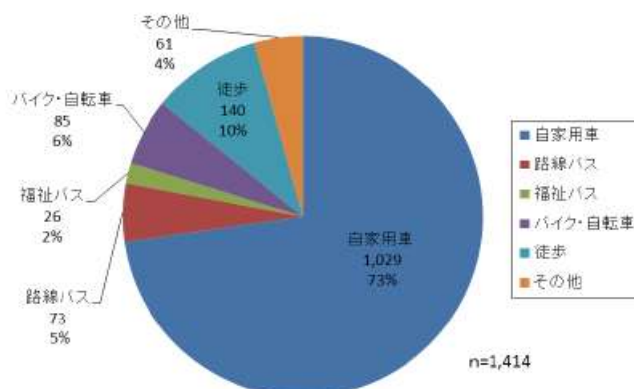
	碓井庁舎	山田庁舎	稲築庁舎	嘉穂庁舎	計	構成比
4月	1,168	900	1,886	492	4,446	8.7%
5月	1,128	788	1,527	474	3,917	7.7%
6月	1,171	831	2,136	479	4,617	9.1%
7月	1,014	827	1,743	458	4,042	7.9%
8月	1,122	772	1,822	439	4,155	8.2%
9月	1,002	748	1,849	427	4,026	7.9%
10月	1,293	991	1,996	549	4,829	9.5%
11月	768	595	1,732	401	3,496	6.9%
12月	968	649	1,530	418	3,565	7.0%
1月	1,035	835	1,800	494	4,164	8.2%
2月	1,040	824	1,774	507	4,145	8.1%
3月	1,403	1,034	2,383	729	5,549	10.9%
計	13,112	9,794	22,178	5,867	50,951	100.0%

(出典：嘉麻市調べ)

(交通手段別)

- ・庁舎利用の際の交通手段は、「自家用車」が約73%と最も高く、次に「徒歩」が10%、「バイク・自転車」が6%、「路線バス」が5%、「福祉バス」が2%となっている。

図2-6 来庁者の交通手段の内訳



②来庁者及び職員の駐車場スペースの想定

(来庁者駐車場の適正規模)

ア. 車利用者を「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」からの推計

- ・駐車場の適正台数の算出については、「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」(関 龍夫)及び「最大滞留量の近似値計算方法」(岡田正光)によって算出する。
- ・将来(平成32年度)の嘉麻市人口から、1日の来庁台数を算出する。

○来庁者台数/日=嘉麻市人口×人口に対する来庁者割合×乗用車使用割合

- 嘉麻市将来人口(H32年度) 36,764人(国立社会保障・人口問題研究所 推計値)
- 窓口 来庁台数=36,764人×0.9%×73%×44%=106.3 ⇨ 107台
- 窓口以外 来庁台数=36,764人×0.6%×73%=161.0 ⇨ 161台

※来庁者割合:0.9%(窓口) 0.6%(窓口以外)

※乗用車使用割合:73%(H26年度 嘉麻市庁舎に関する意識調査より)

※本庁の窓口来庁割合:稲築庁舎への窓口来庁者割合44%とする

- ・「最大滞留量の近似値計算方法」によると「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う」となっている。これに基づき必要駐車台数を算出する。

○必要駐車台数=1日当たり来庁者台数(台/日)×集中率×平均滞留時間(分)/60分

- 窓口 必要駐車台数=107台/日×30%×20/60分=10.7台 →11台
- 窓口以外 必要駐車台数=161台/日×30%×60/60分=48.3台 →49台

※集中率:30%

※平均滞留時間:(窓口)20分と想定 (窓口以外)60分と想定

必要駐車台数:11台+49台 = 60台

イ. 利用者を「嘉麻市庁舎に関するアンケート調査」からの推計

- ・平成26年度に実施したアンケート調査による利用頻度より、利用者数を推計すると、152,022人となる。

表2-3 庁舎利用アンケート調査からの利用者推計

年間利用回数		構成比	18歳以上の人口	利用者数
0.0回	(0回)	13.0%	36,239	0
1.0回	(1回)	13.0%		4,711
2.5回	(2~3回)	33.0%		29,897
5.0回	(4~6回)	19.0%		34,427
8.5回	(7~10回)	10.0%		30,803
12.0回	(11回以上)	12.0%		52,184
計				152,022

※人口:平成22年度国勢調査人口(不詳含まず)

※年間利用回数:中間値を採用

※無回答:11回以上に含む

- ・週5日利用されると仮定すると年間260日で、1日当たり585人/日（152,022人÷260日）
- ・来庁者のうちの車利用台数は、585人/日×73%=427台/日
- ・車の到着分布や駐車時間分布の調査データがない場合は「最大滞留量の近似値計算法（岡田光正）」によって、駐車台数を算定する。

○必要駐車台数=利用台数×滞留率（集中率×平均滞留時間）
○窓口部門必要駐車台数 =427台×37%×44%×30%×20分/60分= 6.9 → 7台
○窓口以外の必要駐車台数=427台 × 63%×30%×60分/60分=80.7 →81台

※来庁者窓口利用率：37%

※本庁の窓口来庁割合：稲築庁舎への窓口来庁者割合44%とする

※集中率：30%

※来庁者窓口以外利用：63%

必要駐車台数=7+81=88台

- ・2通りの算出方法によって、必要駐車台数は88台である。
- これより、余裕をみて106台程度（88台×1.2）を目安とする。
- また、ここに議員用の18台を加える必要がある。

○想定来庁者駐車台数 106+18=124 → **124台**

（公用車駐車場）

バス等を除いた公用車として実利用可能な台数は136台であるが、集中管理することで2割程度の削減が見込まれる。

○想定公用車台数 136×0.8=108.8 → **110台**（市民説明会資料 庁舎問題検討報告書 抜粋より）

（職員用駐車場）

- ・職員の車利用率：98%

○想定職員駐車場 367人（H39本庁職員数：正職、再職、臨時含む）×98%=359.6 → **360台**

（障がい者用駐車場）

- ・バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な道路構造に関する省令第22条第2項」における身体障がい者用駐車施設の設置基準に準じて算出する。
- ・台数200台未満での算定基準：駐車台数×2%以上
- ・台数200台以上での算定基準：駐車台数×1%+2台以上

○障がい者用駐車台数

来庁者用=124×2%=2.5 → 3台

公用車用=110×2%=2.2 → 3台

職員用 = $360 \times 1\% + 2$ 台 = 3.6 + 2 = 5.6 → 6 台
合計 12 台

③来庁者及び職員の駐輪スペースの想定

(来庁者のバイク・自転車台数)

- ・アンケート調査をもとに利用者数からバイク・自転車で来庁する人を推計し、車と同様な方法で必要なバイク・自転車台数を算出する。
- ・週 5 日利用されると仮定すると年間 260 日で、1 日当たり 585 人/日 (152,022 人 ÷ 260 日)
- ・来庁者のうちのバイク・自転車利用台数は、 $585 \times 12\%$ (※) = 70.2 → 71 台
- ・車の到着分布や駐車時間分布の調査データがない場合は「最大滞留量の近似値計算法 (岡田光正)」によって、バイク・自転車台数を算定する。

○必要駐車台数 = 利用台数 × 滞留率 (集中率 × 平均滞留時間)
○窓口部門必要駐車台数 = 71 台 × 37% × 44% × 30% × 20 分 / 60 分 = 1.2 → 2 台
○窓口以外の必要駐車台数 = 71 台 × 63% × 30% × 60 分 / 60 分 = 13.4 → 14 台

※アンケート調査では「バイク・自転車利用」は 6% であるが、本庁舎移転後は徒歩で行けない人がバイク・自転車利用が 2 倍になると想定

※来庁者窓口利用率 : 37%

※本庁の窓口来庁割合 : 稲築庁舎への窓口来庁者割合 44% とする

※集中率 : 30%

※来庁者窓口以外利用 : 63%

必要駐輪台数 = 2 + 14 = 16 台

したがって、最低必要数としては 16 台であるが、余裕をみて 20 台程度 (16 台 × 1.2) を来庁者必要駐輪台数の目安とする。

○想定来庁者及び職員駐輪台数 20 台

④バス、タクシー等の停車スペースの検討

(バス利用)

- ・現在、建設地の国道 211 号線沿いにバス停が設けられているが、今後の嘉麻市の公共交通計画においてバス運行体系の見直し（各支所を循環するバス等の検討）と併せて、庁舎建設後の嘉麻市バス及び西鉄バスの停車スペースの位置の検討を踏まえ、敷地内のバス動線及び停車スペースを計画する必要がある

(タクシー利用)

- ・バリアフリー法において交通及び旅客施設以外の建物に対してタクシー台数の基準は特にないため、現状の利用状況から判断する。
- ・今後、嘉麻市においても高齢化が進み、タクシー利用者も多くなってくると想定されるため、1～2台程度は乗降スペースを確保する。

⑤多目的広場の検討

- ・地域交流の活性化を図るため、バザーや祭りなどのイベント、軽スポーツ及び地域の NPO 団体の活動に利用できるような多目的な広場を敷地内に設置することを検討する。

3. 建築計画条件の検討

(1) 新庁舎の規模検討

① 行財政計画に基づく職員数の設定

- ・平成 39 年度の新庁舎勤務職員数として規模算定
- ・平成 39 年度課長以下職員数：785 人、本庁内職員数：367 人 ※職員＋臨時職員
- ・特別職（市長・副市長・教育長）：3 人

② 新庁舎の延べ床面積の検討

ア. 総務省の地方債同意等基準に基づく庁舎標準面積

- ・本庁の勤務職員数の想定、議員数の想定を基にして、「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱等について（平成 22 年 4 月 1 日/総務副大臣通知）」で示されている庁舎標準面積の算定方法を参考とした。
- ・地方債同意等基準においては、「庁舎の標準面積は、施設の区分に応じてそれぞれに定めるところにより算定した面積を合算した面積とする。」となっており、職員 1 人あたりの基準面積は 4.5 m²、補正により換算職員数を設定し、面積の算定を行った。
- ・福祉事務所長は課長級として換算
- ・なお、標準面積算定における基礎データは、5 万人未満の都市を基準とした。
- ・総務省の起債基準面積を求める方法により新庁舎の必要面積を算定
⇒ 約 10,600 m²
- ・地方債基準による庁舎の必要面積は、付加機能等の面積を含んでいないことから、実情にあった内容にて付加機能分の面積を加えて算定
⇒ 約 12,700 m²（基準面積の 1.2 倍と設定、プラス約 2,100 m²）
⇒ 付加機能：議会図書館、正副議長室、市民ホール、情報コーナー、情報機器室・自家発電室、災害対策機能、など

表3-1 庁舎標準面積算出表 資料:「平成22年度地方債同意等基準運用要綱等について」

室名	面積基準		面積	摘要	
(イ)事務室	(換算職員数) × 4.5 m ²		2,262.15 m ²	特別職 市長 副市長 教育長 事務所長	
	[職員数換算率]				
	区分	換算率	職員数		換算職員数
	特別職	12	3人		36人
	福祉事務所長	2.5	1人		2.5人
	課長級	2.5	26人		65人
	課長補佐・係長級	1.8	74人		133.2人
	製図職員	1.7	人		0人
一般職員	1	266人	266人		
計		370人	502.7人		
附属面積	(ロ)倉庫	(事務室面積) × 13 %	2,262.15 m ² × 13 % =	294.08 m ²	
	(ハ)会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室	(常勤職員数) × 7.0 m ²	370人 × 7.0 m ² =	2,590.00 m ²	
(ニ)玄関、広間、廊下、階段等の交通部分	(イ)～(ハ)合計の	40 %	5,146.23 m ² × 40 % =	2,058.49 m ²	
(ホ)車庫	公用車1台につき	25.0 m ² 本庁台数 110台	110台 × 25.0 m ² =	2,750.00 m ²	
(ヘ)議事堂	(議員定数) ×	35.0 m ² 条例定数 18人	18人 × 35.0 m ² =	630.00 m ² 条例	
合計				10,584.72 m ²	

※暫定公用車台数

その他の付加機能を加味

$$\text{算定面積} \times 120\% = 12,701.66 \text{ m}^2$$

イ. 国土交通省新営庁舎基準による算定

- ・平成39年度の想定職員数370人により、新営一般庁舎面積として算定：約7,200㎡
- ・下記に含まれない議会関係、災害対策、情報、市民サービス等を付加：約10,100㎡

表3-2 「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」に基づく庁舎床面積の算定

※地方大官庁（局）地方ブロック単位を基準とする

1 執務面積 合計						1,981.98 ㎡
（含 応 事 務 室 を む）	特別職 部長・次長級	職員数	換算率	換算人員	基準面積 職員1人当たり3.3㎡×換算人数	54.0 × 3.3 ㎡/人 = 178.20 ㎡
	課長級	3	18.0	54.0		9.0 × 3.3 ㎡/人 = 29.70 ㎡
	補佐級	1	9.0	9.0		130.0 × 3.3 ㎡/人 = 429.00 ㎡
	係長級	26	5.0	130.0		30.0 × 3.3 ㎡/人 = 99.00 ㎡
	一般職員	12	2.5	30.0		111.6 × 3.3 ㎡/人 = 368.28 ㎡
		62	1.8	111.6		266.0 × 3.3 ㎡/人 = 877.80 ㎡
		266	1.0	266.0		
付属面積 合計		倉庫+会議室等（設備関係含まない）				953.96 ㎡
2 倉庫	事務室面積 × 13% （台帳倉庫等業務上必要な倉庫は別途計上）				1,981.98 × 13 % = 257.66 ㎡	
会議室等+設備関係 小計						1,520.30 ㎡
3 会議室等 小計						696.30 ㎡
会議室等 （大・中・小会議室）	職員100人当たり40㎡、10人増毎に4㎡加算 （上記算出にて難しい場合は、別途算出）				3 × 40㎡ + 7 × 4㎡ = 148.00 ㎡	
電話交換室（交換手休憩室、 所要付属室を含む）	換算人員から回線数を求めて算出 換算人員数=600.6 回線数=150				68.00 ㎡	
宿直室 （押入れ、踏込共）	1人まで10㎡、1人増毎に3.3㎡加算 （想定）2人				1人 × 10㎡ + 1人 × 3.3㎡ = 13.30 ㎡	
庁務員室 （押入れ、踏込共）	1人まで10㎡、1人増毎に1.65㎡加算 （想定）2人				1人 × 10㎡ + 1人 × 1.65㎡ = 11.65 ㎡	
湯沸室	6.5㎡～13㎡を標準				13.00 ㎡	
受付及び巡視溜	1.65㎡ × (人数 × 1/3) ≥ 6.5㎡（最小） （想定）2人				1.65㎡ × (2 × 1/3) ≥ 6.5㎡ = 6.50 ㎡	
便所及び洗面所	全職員数による所要面積 150人以上は0.32㎡/人				370 × 0.32 ㎡/人 = 118.40 ㎡	
医務室	全職員数による所要面積 350人以上400人未満				= 95.00 ㎡	
売店	全職員150以上に設け、 0.085㎡/人				370 × 0.085 ㎡/人 = 31.45 ㎡	
食堂及び喫茶室	全職員数による所要面積 350人以上400人未満				= 161.00 ㎡	
理髪室	全職員数による所要面積 350人以上400人未満				= 30.00 ㎡	
4 設備関係 小計						824.00 ㎡
機械室① （冷暖房：一般庁舎）	有効面積（=執務面積+付属面積） 2,935.94 →2,000㎡以上3,000㎡未満				= 436.00 ㎡	
機械室② （衛生関係室、水槽室、ボイ ラー室、監視室、エレベ ーター機械室）	有効面積（=執務面積+付属面積） （※温風暖房の場合の数値となる） 2,935.94 →2,000㎡以上3,000㎡未満				= 281.00 ㎡	
電気室 （冷暖房：一般庁舎）	有効面積（=執務面積+付属面積） （高圧受電） 2,935.94 →2,000㎡以上3,000㎡未満				= 78.00 ㎡	
自家発電室	有効面積（執務面積+付属面積） ※有効面積5,000㎡以上が対象であるが計上				= 29.00 ㎡	
5 玄関・広間・廊下・階段	耐火構造庁舎は上記の1～4の面積小計の合計 の35%、但し、必要に応じて40%まで可、渡り 廊下は別途加算				3,759.94 ㎡ × 40% = 1,503.98 ㎡	
6 車庫						1,980.00 ㎡
車庫	本庁にて直接使用する自動車（中型） 公用車 18㎡/台				110台 × 18㎡/台 = 1,980.00 ㎡	
運転手詰所	人数 × 1.65㎡				人 × 1.65㎡ = ㎡	
合計						7,243.92 ㎡
算定面積 × 140% = 10,141.49 ㎡						

ウ. 類似規模の都市による新庁舎面積の比較

- ・ 嘉麻市人口 4 万人規模と類似した都市の最近の新庁舎事例を整理
- ・ 職員 1 人当たりの面積は、事例では 26.5～34.5 m²/人
- ・ 嘉麻市計画職員数 367 人 × 26.5～34.5 m²/人 = 9,725.5～12,661.5 m²

表 3-3 都市人口が嘉麻市と類似の他自治体庁舎の庁舎建設事例

都市	H22 人口 (人)	建築年	延床面積 (m ²)	職員数 (人)	職員当たり 面積 (m ² / 人)
岩倉市(愛知県)	47,329	H15	9,143	265	34.5
宍粟市(兵庫県)	40,938	H20	6,760	250	27.0
庄原市(広島県)	43,149	H21	7,429	266	27.9
真庭市(岡山県)	48,964	H22	7,959	300	26.5
湯沢市(秋田県)	50,863	H27	11,715	370	31.7

③新庁舎延べ床面積の設定

以上の算定結果より、床面積を比較すると下表となる。

表 3-4 各算定根拠別の庁舎延べ床面積の比較

算定根拠	延べ床面積合計
ア. 総務省地方債同意等基準	12,700 m ²
イ. 国土交通省新庁舎基準	10,100 m ²
ウ. 類似規模の都市による新庁舎面積	9,700～12,700 m ²

新庁舎の面積は、「イ. 国土交通省新庁舎基準」を基準として計画を進めることとする。

(2) 建設地における建設条件の分析

敷地の諸条件をまとめると次図のとおりである。新庁舎を建設する上で、次のような点に配慮する必要がある。

- ①建設地の主要出入口は、国道 211 号である。主要出入口の位置は、現況のバス停付近となるため、バス停の位置の変更を行う必要がある。
- ②建設地北側住宅地の日照を確保するため、庁舎との離隔距離について考慮する。
- ③建設地において東側の遠賀川、親水公園などと隣接した範囲は、景観との調和を図り、市民交流や防災機能等、多用途での活用を検討する。
- ④建設地南側部分は、駐車場等による土地利用を検討する。

図 3-1 建設条件の整理



(3) ゾーニングの考え方

①新庁舎

- ・敷地西側の歩道空間への圧迫感を与えない計画とする。
 - ・敷地北側の住宅地の日照を確保する。
 - ・災害時に備えて、物資等の仕分等の作業可能な配置とする。
- 以上より、新庁舎は敷地中央部に配置することが望ましい。

②多目的広場

- ・親水公園、河川空間と一体的に利用が可能な配置を行う。
 - ・イベント開催時においては、新庁舎利用者との動線と交差しない配置とする。
- 以上の点から、周辺環境と調和し、かつ防災拠点として利用しやすいよう庁舎と隣接して配置することが望ましい。

③前庭（エントランス）

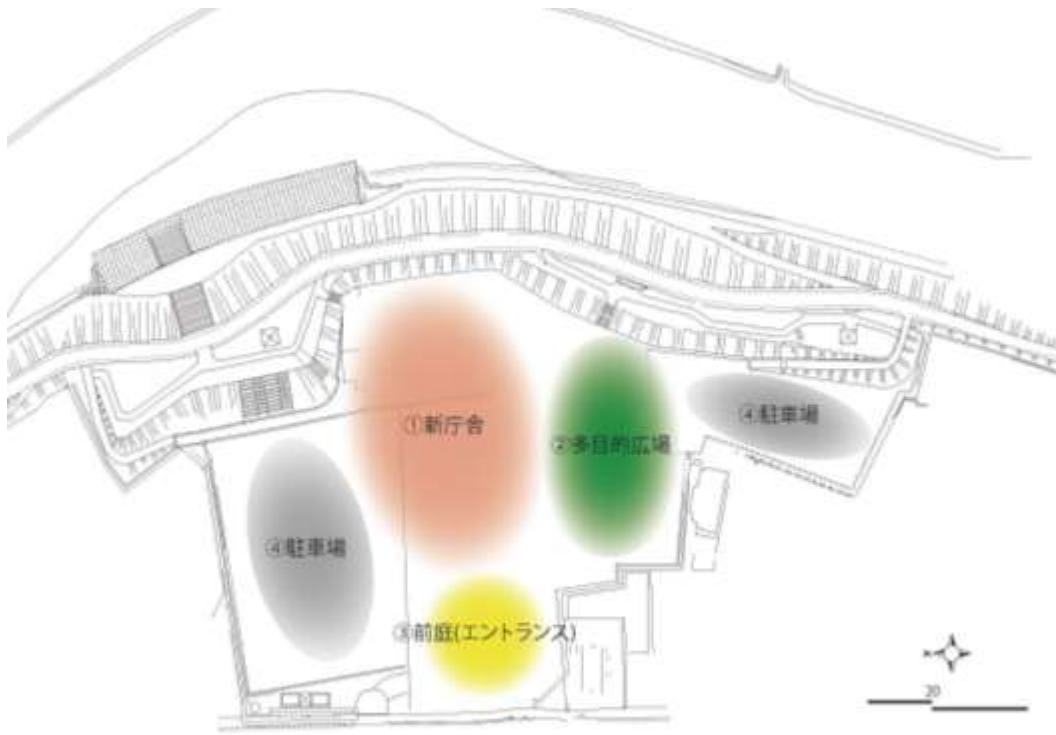
- ・国道 211 号から新庁舎への歩行者のアクセスを考慮し、敷地西側へ前庭（エントランス）を配置することが望ましい。

④駐車場

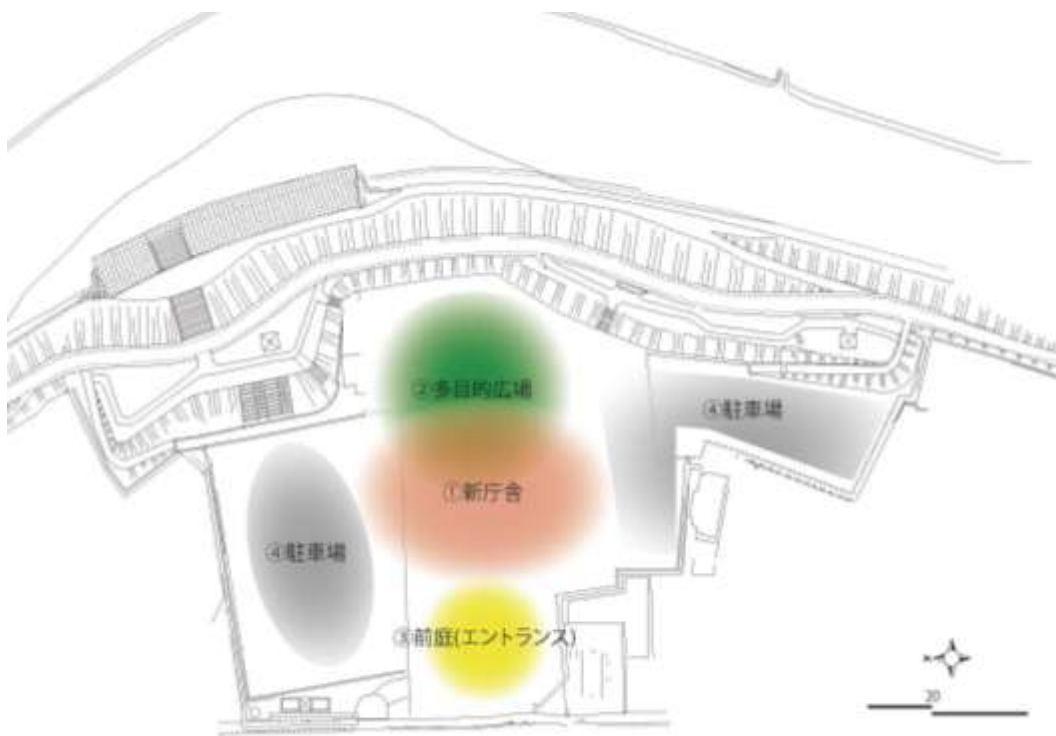
- ・動線の交差を避けるため、基本的にゾーニングを区分することが望ましい。

図3-2 ゾーニング図

【ケース1】

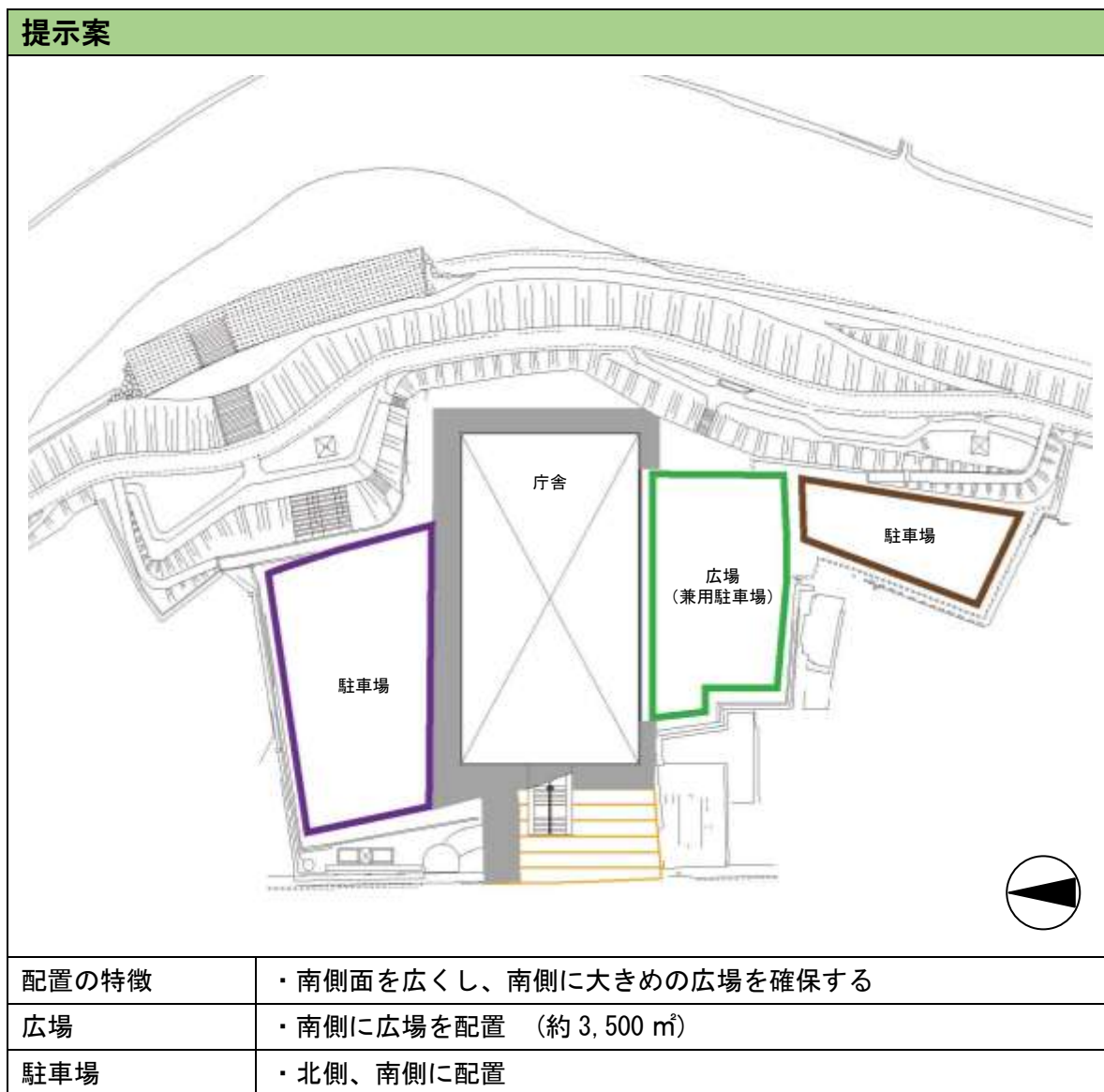


【ケース2】

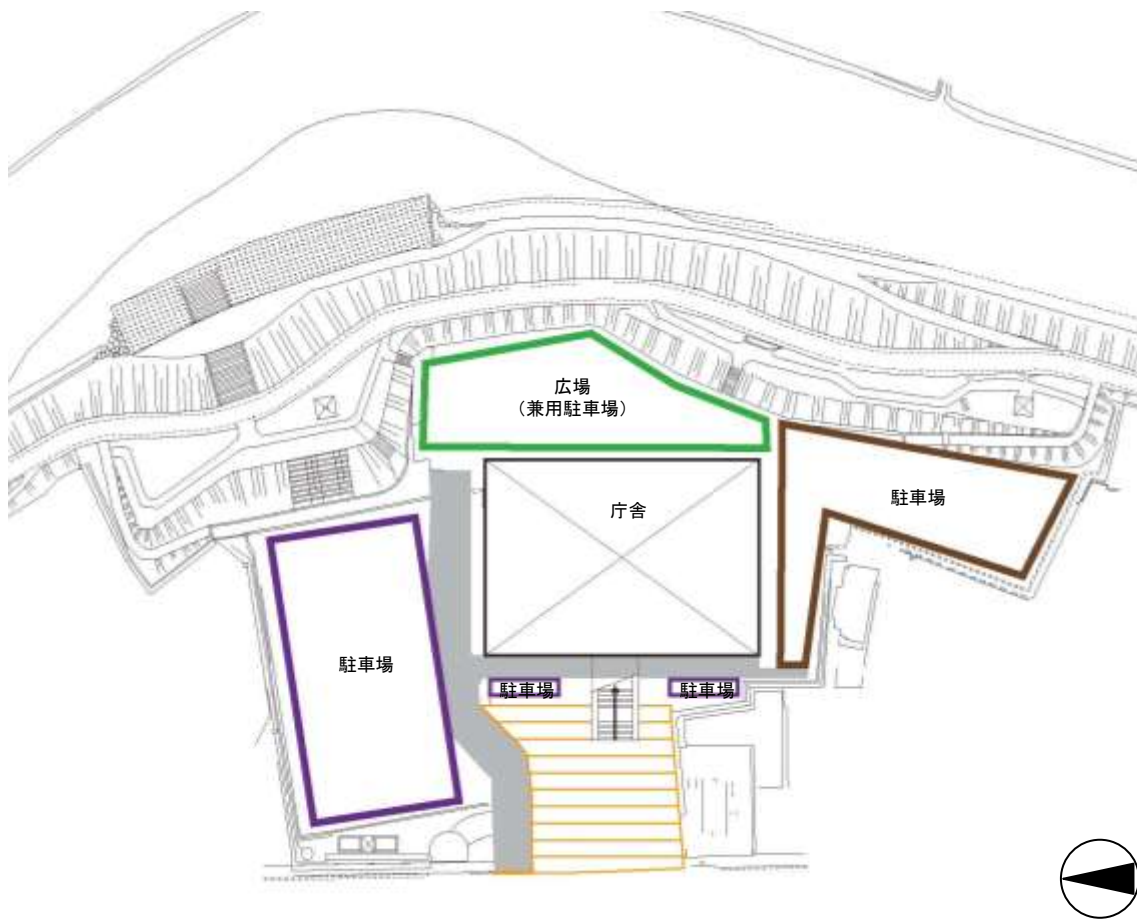


(4) 配置計画の比較検討

ゾーニング図より検討した配置計画を以下に示す。

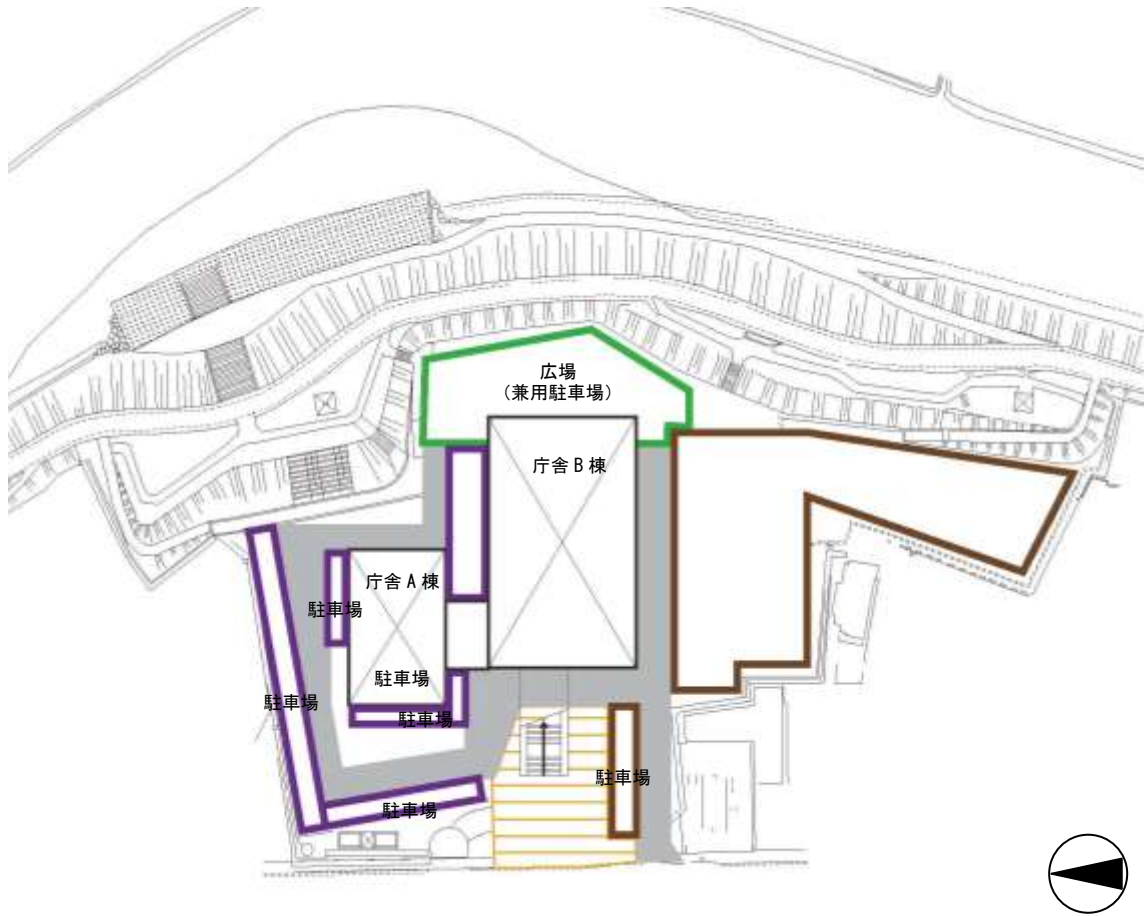


検討案1



配置の特徴	・ 前面道路(国道 211 号)からの正面玄関前の間口を広く構えた配置
広場	・ 東側堤防と庁舎の間に広場を配置 (約 2,000 m ²)
駐車場	・ 北側、南側に配置

検討案2



配置の特徴	・ 議会関係機能と行政他の執務機能とを区分した配置
広場	・ 東側堤防と庁舎の間に広場を配置(約 1,500 m ²) ※メイン庁舎を道路側に配置することで広場は広くできる
駐車場	・ 北側、南側に分散配置

各案のメリット・デメリットは次のように考えられる。

表3-5 各案のメリット・デメリットの比較

項目		提示案	検討案1	検討案2
庁舎	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能、議会機能等すべての機能を一体的に配置できる。 敷地出入口からの建物までの距離が短く、来庁者への負担が小さい。 東西方向に長く、南面が大きくなるため建物の日当たりがよい。 国道に近く、視認性も高く、近接的な構えができるため、ランドマーク性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能、議会機能等すべての機能を一体的に配置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会関係機能等と行政他の執務機能とを分けることで、庁舎利用の動線が明確に分けられる。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 東側堤防と庁舎の間の空間は、他のケースより小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 東西面が大きくなるため、西日を受けるので日射負荷の影響が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地北側部分の中層建物により、北側住宅地に対し、他のケースよりも日影(冬至日)となる部分が多くなる。 2棟にしているため、外壁面等の増加により、他の案より建設コストは高くなる。
広場	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 他のケースより面積が大きい。 建物の南側に位置するため、日当たりや風通しが良い。 形状が整形で、利便性が高い。 敷地出入口から近く、イベント時に利用者を誘導しやすい。 防災拠点機能の一部として利用可能。 <u>他案と比較して国道211号に近い</u> <u>ため、道路側から広場の見通し</u> <u>が望める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 東側の堤防と庁舎の間に空間を確保することで、親水公園、河川との景観調和を図れる。 防災拠点機能の一部として利用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 東側の堤防と庁舎の間に空間を確保することで、親水公園、河川との景観調和を図れる。 防災拠点機能の一部として利用可能。
	デメリット		<ul style="list-style-type: none"> 周囲より低い窪地となるため、日当たりがよくない。 細長い土地形状となるため、利用形態が制限される。 敷地出入口から遠いのでイベント時に誘導しにくく、分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲より低い窪地となるため、日当たりがよくない。 細長い土地形状となるため、利用形態が制限される。 敷地出入口から遠いのでイベント時に誘導しにくく、分かりにくい。 他のケースより面積が小さい。
その他	メリット		<ul style="list-style-type: none"> 国道から建物までの空間が他のケースより広いため、小イベント・情報発信活動ができる。 	
	デメリット			



第2章 新庁舎建設の基本方針

現庁舎の現状や問題点を踏まえ、より良い住民サービスの提供、効率的な行政運営を目指すものとし、次の6つを基本方針とします。

1 市民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎

新庁舎は高度な耐震性能及び耐火性能に加え、指令中枢機能を備えた防災・災害復興の拠点としての十分なスペースを確保するとともに、災害時の混乱を避けるため、周辺道路を有効に活用し、庁舎敷地へのアクセス性の向上について検討するなど、市民の安全、安心を守る役割を十分果たせる庁舎とします。

(1) 建物の防災機能

地震、台風、洪水等の災害時にも防災拠点としての機能が維持できる構造を十分に備えた庁舎とします。

(2) 災害対策本部の設置

庁舎には災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な収集把握や救援活動、復旧活動の指揮命令、関係機関との連絡調整など必要な設備や機器を整備します。

(3) ライフラインのバックアップ

災害時にも庁舎機能を維持するため、災害用の資機材や食料を備蓄できる保管庫の設置やライフラインの機能を確保できる設備の導入を検討します。

2 来庁者のニーズに対応できる庁舎



庁舎は、高齢者、障がい者、子ども連れの方々など、あらゆる人が訪れる施設であり、来庁者のニーズに対応できるように、わかりやすい案内表示、個別の相談室の設置、市民のプライバシーに配慮したスペースの確保をはかるものとします。

(1) 各部署の配置等

高齢者、障がい者、子ども連れの方々など、庁舎を利用するすべての人々にとって、安心して利用できるよう、動線等に配慮した分かりやすい配置を目指します。

(2) 案内機能の充実

あらゆる来庁者が快適に利用できる施設となるように、容易に認識できるサイン計画を行い、目的の場所へ円滑に行けるように案内表示します。

(3) 相談機能の充実

個人情報やプライバシーに関する相談について気兼ねなく話しができるよう、情報の保護に配慮した相談できるスペースを設けます。

(4) 窓口の集約等

窓口部門など、利用者が多い住民サービス機能をできるだけ集約し、低層階にわかりやすく配置します。

【新庁舎において望ましい部署配置】

高層階に配置	課 名	
	特 別 職	産 業 振 興 課
	人 事 秘 書 課	住 宅 課
	総 務 課	都 市 計 画 課
	防 災 対 策 課	土 木 課
	地 域 情 報 課	学 校 教 育 課
	企 画 調 整 課	生 涯 学 習 課
	男 女 共 同 参 画 推 進 室	ス ポ ー ツ 振 興 課
	財 政 課	議 会 事 務 局
	庁 舎 ・ 交 通 体 系 対 策 室	監 査 委 員 事 務 局
	人 権 ・ 同 和 対 策 室	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
	農 林 整 備 課	農 業 委 員 会 事 務 局
低層階に配置	課 名	
	市 民 課	社 会 福 祉 課
	税 務 課	こ だ も 育 成 課
	収 納 対 策 室	保 護 課
	環 境 課	会 計 課
	健 康 課	水 道 局
高 齢 者 介 護 課		

※ 組織については、平成27年11月時点での組織構成

3 環境との共生、周辺との調和のある庁舎

自然エネルギーの導入や省エネルギー対策を進め、環境に配慮した施設とします。

(1) 省エネルギー整備機器の採用

環境への負荷をできる限り低減するため、省エネルギー対応の設備やシステムを導入します。

(2) 自然エネルギーの活用

自然エネルギーの積極的な活用やエネルギー効率を高める工夫を行い、地球環境に配慮した庁舎とします。

(3) 環境に配慮した構造等

環境に配慮した設備機器を導入するとともに、資機材や構造にも配慮するなど、総合的な環境負荷の軽減を図ります。

4 住民サービス、事務効率の向上を目指した機能的な庁舎

庁舎は、利用される市民の利便性を優先することはもちろんですが、庁舎内で働く職員の健康にも配慮しなければなりません。このため、業務が関係する部署間の配置も含め、効率的・効果的な業務を行うことができる適切な職務環境を整えます。

(1) 意思決定機能

市長室、副市長室は隣接して配置し、円滑に意思決定できるよう庁議室、応接室についても隣接させます。また、セキュリティも考慮します。

(2) 執務室

業務の変化や機構改革、電子化等に柔軟に対応できる空間設計を基本とし、職員と来庁者の動線が頻繁に交差しないような執務室の配置に配慮します。

(3) 会議室・打ち合わせスペース

業務内容が密接に関連する部署を近くに配置することで日常的に必要となる打ち合わせや軽作業が行えるスペースを効率的に配置します。また、適切な規模の会議室を配置するとともに、書類等の保管スペースを確保します。

(4) セキュリティ対策

庁舎内にあるさまざまな行政情報の保護、個人情報保護の観点から、高度なセキュリティ対策を講じます。

(5) 市民に開かれた議会機能

議場や議員控室は、十分に議会機能が発揮できる空間を確保するとともに、傍聴機能や情報提供機能の充実を図り、市民との接点を重視した機能・空間に配慮しつつ、議会空間の多目的利用についても検討します。

(6) その他機能

金融機関のATMや自動販売機等、来庁者や職員の利便性向上のための生活利便機能や職員の休憩や更衣室等の福利厚生機能の設置を検討するとともに、利便施設を配置するなど庁舎利用の市民のみならず、多くの人々が活用できる施設となるような可能性についても調査検討を行います。

5 市民が来庁しやすい庁舎

行政及び市民が多目的に利用できる空間を設置する等、市民がより身近に感じられる庁舎にするとともに、来庁者のほとんどが自動車を使用することから、必要な駐車スペースを確保したうえで、来庁者の安全性に配慮します。



(1) 市民の利用に配慮した機能

庁舎入口付近に待合スペース、ロビー等を確保するとともに、その周辺には多目的トイレや授乳室等、高齢者、障がい者、子ども連れの方々に配慮した機能を設置します。

(2) 駐車・駐輪機能

来客用、公用車用、職員用の各駐車場等の配置は、平面駐車を基本とし、わかりやすい案内表示をするとともに、可能な限り動線が交差しない配置とします。また、庁舎の出入口付近に障がい者用の駐車場を確保します。

6 協働のまちづくりを支える拠点機能

市民と行政との協働を積極的に支援する環境を整備し、期日前投票所や税務申告の受付会場として利用できる多目的スペースを庁舎内に整備します。また、市政に関する情報や観光・イベント情報とともに、市民の活動に関する情報の紹介や発信する機能を整備します。

また、庁舎敷地内に市民交流等のイベント会場として活用できる多目的広場を設置し、広場には、芝生敷きなどの利用しやすい敷地整備について検討するとともに、排水対策にも配慮します。

(1) 市民交流機能

様々な市民交流や地域活動を創出し、市民と行政との協働を積極的に支援する環境を整備します。

(2) 情報受発信機能

市政に関する情報や観光・イベント情報とともに、市民活動に関する情報を紹介、発信する機能を整備します。

第3章 新庁舎の規模及び構造

1 新庁舎の位置

新庁舎の建設位置は、稲築多目的運動広場に建設します。

【建設地の概要】

項目	内容	備考
○敷地面積	・ 21,613 m ²	字図より参照
○地目	・ 学校用地	
○都市計画区域	・ 都市計画区域 用途指定なし	
○建築基準法 ・ 建ぺい率 ・ 容積率 ・ 道路斜線 ・ 隣地斜線 ・ 日影時間	・ 70% ・ 200% ・ 1.5 ・ 2.5 ・ 制限なし	・ 福岡県建築基準法施行条例 第25条の2 (対象区域等の指定)

2 新庁舎の規模算定に係る基本要件

項目	想定数
計画最少人口	36,764人
庁舎内職員数	370人
議員数	18人

(注) 計画人口の設定について

36,764人・・・国立社会保障・人口問題研究所による平成32年度の推計値

(1) 計画人口及び庁舎内職員数

計画人口については、国立社会保障・人口問題研究所が推計した平成32年度の推計人口を計画最少人口として設定します。

庁舎内職員数については、庁舎供用開始時点における平成32年度現在の庁舎内職員数395人を要件とせず、現状での職員定員適正化計画における目標職員数である平成39年度現在の庁舎内職員数370人を庁舎規模算定の要件として、規模の縮小を図ることとします。

(2) 議員数

議員数については、嘉麻市議会の議員の定数を定める条例に規定される18人とします。

(3) 碓井庁舎の活用

庁舎内配置職員数を新庁舎供用開始の平成32年度現在の庁舎内職員数395人ではなく、平成39年度の庁舎内職員数370人で庁舎の規模を算定することから、職員適正化計画の目標達成年度の職員数に達するまでの間（平成38年度）、碓井庁舎に一部の部署を配置することとします。

3 新庁舎の規模

(1) 新庁舎の延床面積

新庁舎の規模の検討にあたっては、「平成22年度地方債同意等基準運用要綱による算定」、「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」、「類似規模都市による新庁舎面積」の3つの方法により検討を行いました。

算定根拠	延べ床面積合計
ア. 総務省地方債同意等基準	12,700 m ²
イ. 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準	10,100 m ²
ウ. 類似規模の都市による新庁舎面積	9,700～12,700 m ²

新庁舎の面積は、「イ. 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」を基準として計画を進めることとしますが、将来人口の減少や職員数の関係を鑑み、できるだけコンパクトな庁舎とすることを重視し、新庁舎の延床面積は9,000 m²を基本とします。なお、機能性及び効率の良い執務空間レイアウトについて調査研究を行い、設計において確定していきます。

(2) 駐車場及び駐輪場

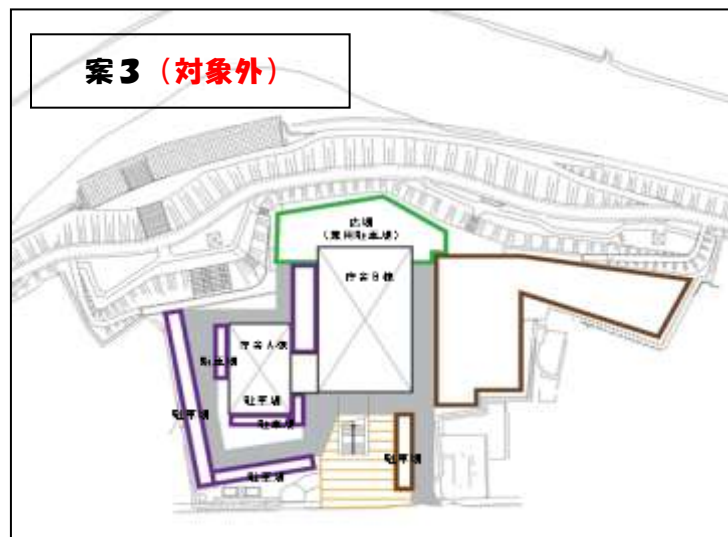
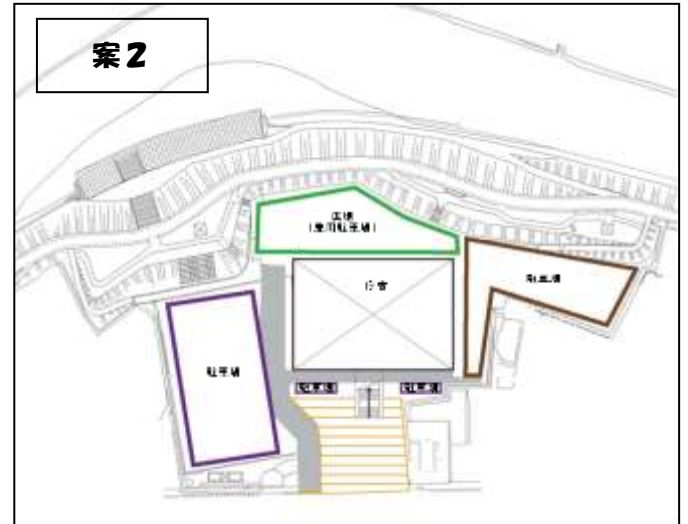
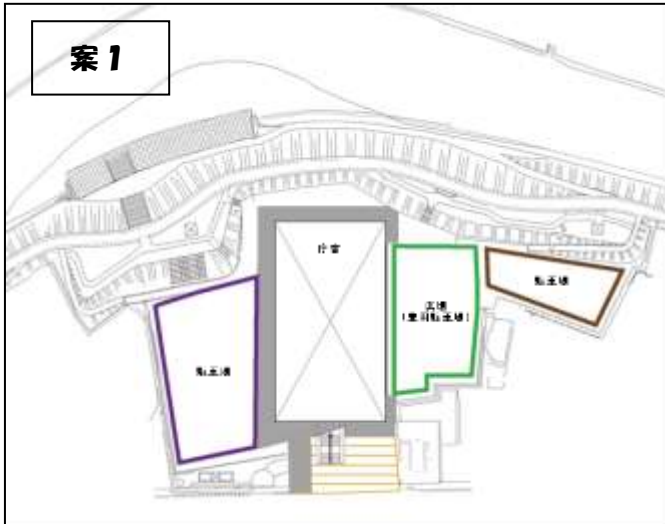
「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」及び「最大滞留量の近似値計算方法」、「アンケート調査に基づく各庁舎の利用状況」等に基づき、新庁舎における駐車場及び駐輪場の必要台数は以下の表に記載する台数を基準とします。なお、公共交通機関の利用促進等を図るなど、駐車場スペースの縮減の可能性について検討することとします。

区分	台数	備考
来客用駐車場	124台	議員駐車場含む
公用車駐車場	110台	
職員用駐車場	216台	※必要台数の6割を配置
障がい者用駐車場	12台	
合計（駐車場）	462台	
駐輪場	20台	

※ 職員駐車場については、360台を確保する必要があるが、多目的広場設置の関係から、必要台数の6割分を確保することとする。なお、不足分については、新庁舎周辺の市有地活用を想定している。

(3) 配置計画

新庁舎建設敷地内における各構造物のゾーニングにおいては、案1及び案2を基準レイアウトとしたうえで、設計において確定していくこととします。なお、案3については、他の案と比較して建設コストが増加することから、できるだけコンパクトで事業費を抑えた庁舎建設とする要望を踏まえ、基準レイアウトの対象から除外するものとします。



4 新庁舎の構造

(1) 防災拠点としての庁舎

甚大な災害時に、災害対策本部としての機能が維持できるよう、電力供給機能、通信機能、給水機能、排水機能などの各インフラの整備や防災備蓄倉庫の設置、将来の防災機能強化にも対応できるスペースの確保について検討します。なお、庁舎の耐震基準については、災害時、指令拠点として機能する必要があることから官庁施設の総合耐震計画基準より、「災害対策の指揮、情報伝達等のための施設」基準である「構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類」の基準を確保するものとします。また、浸水対策については、地上げ等による土地の形状変更を伴う造成を行うのではなく、専門家等の意見を聞きながら、建物の構造上の工夫により対応できる建築物の検討を行います。

官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）

耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設			
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類	A類	甲類
被災者の救助、緊急医療活動、消火活動等のための施設	病院、消防関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院、消防関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設	Ⅲ類	B類	乙類

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(2) 環境負荷低減への対応

地球環境への影響を最小限に抑えるよう、環境との共生について積極的に取り組んでいくため、環境負荷の軽減に配慮した施設を目指すこととします。このため、新庁舎には、自然採光や自然通風に配慮したうえで、太陽光発電装置の設置や高効率照明（LED）、自動調光システムの採用による使用電力量の抑制を図り、また、建物や設備の維持管理や修繕、更新が容易な構造や設備機器の採用を検討し、ライフサイクルコスト（建物の長期にわたる維持管理に要する費用）の低減を図ります。

第4章 新庁舎整備に係る事業費及びスケジュール

1 新庁舎整備事業費及び財源

新庁舎を建設するにあたって必要となる概算事業費については、40億円を上限額として設定することとします。また、財源については、合併特例債を主な財源としたうえで、今後補助金に関する調査・研究を行い、できる限り一般財源の負担抑制に努めます。

【事業費】

(単位：百万円)

項目	金額	備考
本庁舎建設工事費等	4,000	設計(起債対象外経費47百万円)、施工監理、本体建設工事、体育館解体含む

【財源】

(単位：百万円)

項目	金額	備考
国 県 補 助 金		
合 併 特 例 債	3,775	事業費の95%
一 般 財 源	225	
合 計	4,000	

※1 本庁舎建設事業費の財源である合併特例債3,775百万円(借入金)の返済については、返済金額の70%に対し、普通交付税で措置されるため、実質的な市の返済額と一般財源の額を合わせて市の実質的な負担額は1,357百万円を負担することとなります。

※2 今回、想定した延床面積9,000㎡の庁舎建設の事業費としては、国土交通省「新営予算単価」などを用いて計上しています。

想定される費用として

2

・設計費

・建築工事費

・施工監理費

・外構費

・稲築スポーツプラザ解体・設計費



【参考：庁舎整備等に係る概算事業費】

太神書線部：本庁舎建設関連経費
・設計、工事、施工監理、体育施設解体等

庁舎整備に係る概算事業費及び事業計画年度(平成27年11月見込)

(単位：千円)

区分	項目	説明	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成32年度までの計	平成33年度以降	平成33年度以降の計	合計	
庁舎建設費 (体育館解体費含む。)	本庁舎	RC5階程度 約9,000㎡	100,000	100,000	1,900,000	1,900,000	0	4,000,000	0	0	4,000,000	合併特例債 ※基本計画等一部対象外も想定される。
	山田	山田支所 RC平屋 約500㎡	0	0	5,000	120,000	0	125,000	0	0	125,000	合併特例債
	稲築		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	碓井	碓井支所 RC平屋 約500㎡	0	0	0	0	0	0	125,000	125,000	125,000	※平成39年度以降の設置のため国の財政支援なし。
	嘉穂	嘉穂支所 RC平屋 約500㎡	0	0	5,000	120,000	0	125,000	0	0	125,000	合併特例債
耐震補強工事	本庁舎	新庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
	山田	山田支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
	稲築		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	碓井	碓井支所(教育委員会含む)	0	160,954	0	0	0	160,954	0	0	160,954	合併特例債
	嘉穂	嘉穂支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
大規模改修	本庁舎	新庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
	山田	山田支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
	稲築		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	碓井	碓井支所(教育委員会含む)	0	0	0	0	330,500	330,500	0	0	330,500	合併特例債
	嘉穂	嘉穂支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	新築のため整備不要
庁舎除却費	山田庁舎	RC3階 延床面積 5,302㎡	0	0	0	0	159,060	159,060	0	0	159,060	合併特例債
	稲築庁舎	RC2階 延床面積 3,129㎡	0	0	0	0	93,870	93,870	0	0	93,870	合併特例債
	碓井庁舎	RC3階 延床面積 3,305㎡	0	0	0	0	0	0	99,150	99,150	99,150	※平成39年度以降の除却のため国の財政支援なし。
	嘉穂庁舎	RC2階 延床面積 2,690㎡	0	0	0	0	80,700	80,700	0	0	80,700	合併特例債
計	-	100,000	260,954	1,910,000	2,140,000	664,130	5,075,084	224,150	224,150	5,299,234	-	

※財源については、平成32年度までに実施できるものは合併特例債の対象事業。(95%の起債充当、内70%が交付税措置)

※ この表については、平成27年9月に提示された、基本計画(骨子案)の20年間分の関連経費に係る全体事業(庁舎解体、支所建設、碓井庁舎の耐震化、大規模改修工事等)の事業費最大額及び事業実施時期を表した資料です。新庁舎建設において40億円を想定したうえで、各支所の建設費約3億7千万円、碓井庁舎の耐震補強工事及び大規模改修経費約4億9千万円、各庁舎の除却費約4億3千万円の合計約52億9千万円を想定しているところです。なお、支所建設、耐震補強、大規模改修、庁舎除却に関する事業の実施時期及び実施内容については、具体的な内容提示が可能となる段階において、市民への周知等、しかるべき時期に対応するものとします。

2 新庁舎建設に係るスケジュール

新庁舎は、建設に係る財源となる合併特例債の活用期限である平成32年までの完成を目標としており、供用開始までの概略スケジュールは以下のとおりとします。

【新庁舎 建設スケジュール】

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基本計画	■					
設計		■	■			
測量		■				
地質調査		■				
建設工事				■	■	
供用開始 準備(引越 等)						■
新庁舎 供用開始						◎

第5章 地域活性化及び支所のあり方について

1 支所の規模及び機能について

(1) 支所の配置人員及び規模

山田地区、嘉穂地区、碓井地区に支所を設置し、支所別に1課2係制として、職員10名程度を配置することとします。支所の規模については、職員の執務室、期日前投票や各公共的団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースを持つ施設をイメージし、500㎡程度の建物を整備することで検討します。

(2) 支所業務の基本的な考え方

単なる諸証明の発行や簡易な申請及び相談に関する事務にとどまらず、期日前投票の実施や地域振興・コミュニティ拠点としての機能を有するものとします。

(3) 防災拠点施設としての位置づけ

災害の発生に伴い、本庁に災害対策本部が設置された場合、各支所においては、所管区域内の防災拠点の役割を担う地域対策支部として地域防災計画に位置づけます。

地域対策支部は、被害状況の把握や避難状況等の災害情報を災害対策本部に連絡し、連携を取りながら補完的な活動を行うものとし、その機能を発揮できるよう、物資備蓄機能と情報収集伝達機能を確保することができる構造とします。

2 地域活性化の方向性について

従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、今後のまちづくりの重要な拠点として庁舎資産を利活用するとともに、嘉麻市全体の住民サービスのあり方として、地域公共交通の整備や諸証明の発行等について総合的な検討を行うものとします。

(1) 庁舎資産の利活用の方向性

従来の庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として活性化され発展することが重要であり、このことについては、新しい総合計画等において、今後のまちづくりの重要な拠点として、市の全体ビジョンに位置づけるものとします。また、庁舎課題と関連する地域活性化の一つの戦略位置として、民間活力の活用などを踏まえながら、既存の庁舎場所の利活用を検討することとします。

(2) 地域公共交通の整備

地域公共交通については、現在の各庁舎周辺部を環状に繋ぎ、相互の地域交流を促進するバス路線の構築について検討します。なお、当該路線については、庁舎間の利用のみならず、各地域に存在する商業施設や医療施設、学校などを利用する際の日常的な移動手段として活用できるよう整備することで、住民の利便性向上を図るものとします。

(3) 郵便局による諸証明の発行

本庁舎や支所から遠い地域における諸証明等の発行については、郵便局の窓口において取得することができるよう、関係機関との協議及び発行に係る機器等の整備について検討することとします。

嘉麻市庁舎設置、資産利活用、交通ネットワーク全体イメージ



◆資料編

(1) 諮問文

27 嘉庁第 42 号
平成 27 年 8 月 21 日

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会
会 長 井原 徹 殿

嘉麻市長 赤 間 幸 弘

新庁舎建設に伴う下記事項について、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例（平成 27 年 3 月 16 日嘉麻市条例第 2 号）第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 新庁舎建設基本計画（案）に関する事。
- 2 支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関する事。
- 3 その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関する事。

諮 問 理 由

本市内には 4 つの市庁舎が存在しますが、どの庁舎も建築から 30 年以上が経過し、老朽化が顕著となってきています。また、各庁舎とも狭隘なため、分庁方式を取らざるを得ず、行政のサービスの分散化などによる市民サービスの低下、バリアフリーや防災対策、情報化などへの対応など、現在の庁舎は多くの問題を抱えています。

また、嘉麻市行政改革審議会においても、嘉麻市の将来における危機的な財政状況を危惧する意見が示され、財政状況の改善を図る 1 つの手段である、分庁方式の解消、行政組織の効率化、職員の削減等を実現するためにも、庁舎問題の解決が必要不可欠であると指摘されているところでもあります。

財源の乏しい本市においては、新庁舎建設に対する有利な財源である合併特例債を活用できる期限での早急なる対応が求められるところであり、その状況を踏まえ、事業の推進を図るべく、このたび支所のあり方等を含む、新庁舎建設に係る基本計画を策定することといたしました。

この新庁舎建設の取り組みは、本市の将来のまちづくりの方向性を定める重要な事業の 1 つであると考えており、市民の皆さんの関心も大変高い事業でもあります。

以上のことから、貴審議会におかれましては、更なる市民の皆さんの安心・安全の確保、新庁舎に求められる機能など、本市をめぐる多岐にわたる課題に対し、広く市民に利用され、親しまれる庁舎整備につきまして、大所高所からの調査審議をお願いし、支所のあり方も踏まえた新庁舎施設整備の取り組みに対し、答申を賜りたく諮問する次第であります。

(2) 審議会条例、施行規則

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例

平成 27 年嘉麻市条例第 2 号

(設置)

第 1 条 嘉麻市の新庁舎施設整備、支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能等を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新庁舎建設基本計画（案）に関する事。
- (2) 支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関する事。
- (3) その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 9 人以内
- (3) 市民からの公募による者 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する諮問に係る事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例施行規則

平成 27 年嘉麻市規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例（平成 27 年嘉麻市条例第 2 号）第 9 条の規定に基づき、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

第 2 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議開催の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

(会議録)

第 3 条 会長は、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成 22 年告示第 131 号）に準じて、会議録を作成しなければならない。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 審議会委員名簿

区 分	団 体 名	氏 名	備考
1号委員	近畿大学産業理工学部	井 原 徹	会長
2号委員	山田地区行政区長会	村 上 曙 生	
	稲築地区行政区長会	大 山 征 男	
	碓井地区行政区長会	坂 田 勲	副会長
	嘉穂地区行政区長会	田 中 穆	
	嘉麻市社会福祉協議会	芹 野 彌 生	
	嘉麻商工会議所	松 岡 光 昭	
	嘉麻市商工会	野 見 山 利 三	
	かま男女共同参画推進ネット ワーク	有 吉 直 子	
	嘉麻市PTA連合会	野 上 真 吾	
3号委員	公募委員	藤 井 幹 裕	
	公募委員	廣 瀬 公 彦	

《区分別、順不同、敬称略》

(4) 審議会開催経過

回数	開催日	主な内容
第1回	平成27年 8月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・正副会長選任 ・諮問
第2回	9月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議(要)録の取り扱い確認 ・会議(要)録の承認 ・庁舎課題に関する基本計画(骨子案)の説明、意見交換
第3回	10月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議(要)録の承認 ・新庁舎の建物配置計画案について ・庁舎課題に関する基本計画(骨子案)について
第4回	11月 6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議(要)録の承認 ・新庁舎の建物配置計画案について ・庁舎課題に関する基本計画(骨子案)について
第5回	11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の建物配置計画案について ・庁舎課題に関する基本計画(骨子案)について ・概算事業費(見込案)について
第6回	12月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議(要)録の承認 ・新庁舎建設基本計画案について ・財政計画の概要について
第7回	平成28年 1月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議(要)録の承認 ・新庁舎建設基本計画案について ・審議資料に関する意見とりまとめについて
第8回	1月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議(要)録の確認 ・庁舎課題に関する基本計画(骨子案)について ・地域活性化及び支所のあり方について
第9回	2月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について
第10回	2月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申